

一般社団法人 北海道地域農業研究所

会 報

地域と農業

第 135 号

Oct. 2024

*Autumn***特 集** みどり戦略に対応した新しい農業の潮流

第3回 韓国における親環境農業の実践

レポート 北海道における新たな農地施策の推進体制について**研究報告** 特別講演会

北海道における農業振興計画策定の現代的意義

～農業振興計画の検証事業を通じて～



北の大地を 支える力。

地域に根をはり、全道に広がるネットワーク。
私たちは、農業機械・自動車・燃料などの事業を通じて
日本の食料基地北海道の営農ライフラインを支えます。



株式会社

ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央 1条5丁目1番10号
☎011(892)1551 FAX011(891)1339

- 岩見沢支店／岩見沢市4条東15丁目3番地 ☎0126(22)4421
- 旭川支店／旭川市永山2条13丁目1番28号 ☎0166(48)1181
- 稚内営業所／稚内市声問4丁目26番12号 ☎0162(26)2111
- 網走支店／網走市字呼人382番地 ☎0152(48)2115

明 日 の 農 業 を 包 む



ホクレン包材株式会社

代表取締役社長 時田 明

本社／札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル17F

TEL (011) 222-3401 FAX (011) 222-5394

工場／雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1

旭川営業所／旭川市永山北2条7丁目8番30号

帯広営業所／帯広市西19条南1丁目7番地11

<http://www.hokuren-houzai.co.jp>

地域と農業 Vol.135



表紙写真：夏の風景
～ラベンダー～
写真提供：富良野市

目 次

- 2 観察** ゴジラの1954年
一般社団法人 北海道地域農業研究所 所長 坂下 明彦
- 5 特集** みどり戦略に対応した新しい農業の潮流 第3回
韓国における親環境農業の実践
韓国アジア農業農村研究院 院長 金 氣興
- 12 レポート** 北海道における新たな農地施策の推進体制について
北海道農政部農業経営局
農業経営課利用集積係長 樋浦 里志
- 20 研究報告** 特別講演会
北海道における農業振興計画策定の現代的意義
～農業振興計画の検証事業を通じて～
北海道大学大学院農学研究院 教授 板橋 衛
- 49 シリーズ** いきいき農業高校 特別編 北海道立農業大学校
- 54 Essay** 生産者・産地と交流し、
食の大切さを知り、伝える活動
生活協同組合コープさっぽろ組織本部
放課後児童クラブ推進室 吉田 千恵
- 59 連載** わがマチの自慢 No.37 富良野市
一般社団法人 北海道地域農業研究所 特別研究員 濑川 辰徳
- 67 地域農研NOW** ～現地調査を積極的に展開～
- 69 人事異動・編集後記**

「コジラと私は一九五四年一月三日生まれである。私はともかく、コジラは生誕七〇周年を迎える。

一九五四年はまだサンフランシスコ条約が結ばれてから三年、朝鮮戦争が休戦になったのが前年という移行期にあつた。朝鮮戦争により一九五〇年に警察予備隊ができ、一九五一年の平和条約と一対の日米安保条約により、それが保安隊となった。そしてこの年、日米間のMSA (Mutual Security Act) 協定が締結され、これをもとに防衛二法（防衛庁設置法・自衛隊法）が成立し、再軍備が本格化していく。大きな節目の年となつた。

MSAはアメリカの国内法であるが、それをもとに西側の援助が始まり、日米間の協定が締結されたのである。この協定は相互防衛援助協定を柱とするが、農産物購入協定、経済処置協定、投資保証協定もあわせて締結された。これによりアメリカの過剰農産物が大量に援助物資として流入し（一億ドル）、その国内販売代金（見返り資金）の七〇%が復興資金として使われることになる。その後も余剰農産物の流入は続き、小麦などの基盤が破壊されるのである。

これとリンクして、コジラが生まれた一九五四年には学校給食法が制定されていく。

学校給食は一九四六年の首都圏の学校から始まり、都市部から全国へと波及するのは一九五二年である。その原資は「ワーフラ物資やガリオア資金であった。これらは、戦後直後の食糧難に対する緊急支援的要素が強かつた。学校給食法は、全国の学校での給食の完全実施を推進することもに、MSA協定に基づくアメリカ余剰農産物の輸入とその定着化に寄与していく。厚生省は栄養改善法を制定、栄養改善運動を展開する。一九五五年には日本食生活協会ができ、小麦消費拡大運動が組織的に展開され、キッチンカー（栄養改善車）が全国を走り回るのである。

慶應大学の生理学教室の教授である林謙（たかし）氏は、ベストセラーになつたカッパブックスで次のように述べている。「親たちが白米で子供を育てると、その子供の頭脳の働きが鈍くなる。せめて子供の主食だけはパンにした方がよい。大人もと主張したいが、米を食うなど言えれば血の雨が降る。」（概要）。一九五八年

み 覗 る 察

コジラの1954年

一般社団法人 北海道地域農業研究所
所長 坂下明彦

の本だが、今なら首が飛ぶような発言である（注1）。

このように、戦後の日本は再軍備と食生活の「改善」というアメリカの思惑のもとで、一九五五年には高度経済成長を迎えることになる。しかし、曲がりなりにも形成された民主国家のもとで、大きな核の傘の中で沈黙を強いられてきた広島・長崎の原爆体験を起点とする平和運動が沸き上がる。その象徴としてゴジラが登場する。

一九五四年二月、「ビキニ環礁で水爆の実験が行われた。被曝被害が大きかったことはかなり後になって明らかになるが、当時の衝撃は第五福竜丸の被災にあつたことは言うまでもない。そのタイミングで上映されたのが「ゴジラ」。「狂奔する悪魔兵器水爆実験によって一亿万年前の怪獣が眠りをさました！」身長丸ビル大、体重三千屯、怪白光を発し、口からはすべてを焼き尽す放射能を吐く！ 大東京は阿鼻叫喚」（写真）。一月三日が

封切りであり、ゴジラの誕生日となった。

道新の「思想性持つ空想映画」という

コラムは「ゴジラはビキニ・マグロや放射能雨などの象徴とも。全人類の悲願にアカンベイをして水爆実験が続けられれば、放射能雨以上の恐怖すべき出来事が起り、全人類が死滅するかもしない」という風刺でもある」と評論している。映画が平和運動を後押ししたのである。

一九五五年には原水協が生まれるが、「いかなる」問題で運動は危機に陥るが、大江健三郎の『ヒロシマノート』（岩波新書、一九六五）はみんなの胸を打つた。

さて、その「ゴジラ」だが、私が實際見たときには、モスラが登場し怪獣映画も核を意識しつつファンタジー化していた。キングギドラが現れるに至っては地球防衛軍の英雄に祭り上げられている。性懲りもなくメカゴジラの逆襲なども見たが、ハリウッドの爬虫類映画が出るに及んで、ゴジラ鑑賞はやめてしまった。

一九五四年は天変地異も著しかった。



洞爺丸台風はわが家の炭鉱住宅のトイレの屋根を吹き飛ばし、洞爺丸の悲劇を生んだ。〔J〕から青函トンネル構想が生まれ、北海道新幹線計画へと推移したが、未だ札幌延伸は実現を見ていない。

また、この「風台風」は全道の森林をなぎ倒し、風倒木被害は森林の五割に及び、未曽有のものとなつた。その処理には途方もない年月を要した。

前年の冷害に続き、農業は一九五四年も冷害と台風により深刻な被害を受け、前年の一四〇億円を上回る三七〇億円に達した。〔J〕から北海道独自の農家負債対策が始まり、一九五六年の連続冷害を経て寒地農業確立運動が開始される。北海道独自の農業振興対策を国に求めるものであり、一九五八年のマル寒法（北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時処置法）に結実する。北海道の畑作地域を対象に、営農改善計画にもとづいて農林公庫から資金供給するものであり、道単独の長期低金融制度が成立したのである。

「北海道農政」の戦後的出発点となつたと評価される（注2）。

畑作地域の振興と並行して、酪農振興

もこの時期の大きな課題であった。その政策的な画期となつたのが一九五四年の酪農振興法と集約酪農地域の指定である。

それまでの副業酪農から特定の地域に酪農を集約して産地化をはかり、集乳の合理化を実現するというものであり、戦後の酪農振興の出発点となつた。乳牛の導入に当たっては世界銀行などの思惑もあり、ニュージーランドから輸入したジャージー牛にブルセラ病が発生するという混乱も生じた。一九五五年には根釧パイロットファーム事業が開始され、酪農の規模拡大の端緒となつていく（注3）。

農協にとつても一九五四年は大きな節目となつた。戦後の経営危機は続いていたが、一九五二年の整促法（農林漁業組合連合会整備促進法）により系統の事業利用における整促体制が成立する。また、戦前の農会系統と産業組合系統の統

合をめぐる農業団体再編問題にも決着がつき、農協中央会体制として整備されたのが、この年の農協法改正であった。

〔J〕のように、北海道農業にとつても、一九五四年という年は、戦後から高度経済成長へと向かう結節点であったということができるのである。

ゴジラ誕生から七〇年、被爆国日本は核兵器禁止条約の批准に手をこまねいており、長崎の被爆体験者訴訟での国の姿勢をみても被爆者認定すら決着を見ていな。ゴジラが深海で再び安らかな眠りにつくには、まだまだ時間がかかりそうである。

（注1）林謙『頭脳一本能を引き出す处方箋』光文社、一九五八。

（注2）『戦後北海道農政史』北海道農業会議、一九七六。

（注3）坂下明彦「北海道農地開発公社とまぼろしの道農地開発公社——一九五四—五五年の攻防——」『北海道史への扉』第2号、一〇一一。

みどり戦略に対応した新しい農業の潮流

第三回

韓国における親環境農業の実践

韓国アジア農業農村研究院 院長 金氣興

一 韓国の親環境農業の現状

(一) 親環境農業の発展経過と認証の状況

韓国では、環境にやさしい農業を意味する「親環境農業」という名で有機農業が発展してきた。一九七〇年代、先駆的な農民たちにより始まった有機農業は、一九八〇年代後半からは生協運動で拡大され、一九九〇年代後半になると政府の積極的な支援によって育成されてきた。一九九七年に制定された「環境農業育成法」のもとで、一九九九年から親環境農業育成計画が策定され、親環境農業直接支払制度が導入された。

認証を基盤として発展した親環境農業は最初四つの認証から始まった。慣行栽培から低農薬農産物（化学肥料1／2以下使用、化学農薬1／2以下使用）を経て無農薬（化学農薬は不使用、化学肥料1／3以下使用）、そして転換期有機を経て有機農産物という段階的な発展を狙ったからである。現在では有機農産物と無農薬農産物認証が残っている。一〇〇三年現在、有機農産物認証農家は一四、〇七一戸（四八・五%）であり、無農薬農産物認証農家は一五、四四八戸で総計四九、五一〇戸が親環境農業をやっている。認証面積は有機が二七、八二五ha（五四・四%）、無農薬は二一、五八七haである。親環境農業の実践面積は全面積対比四・六%である。

(一) カーボン＝ユートラルのための

世界の動きと親環境農業の衰退

最近、全世界的に深刻化した気候危機のなか二〇五〇年のカーボン＝ユートラル実現に向けた有機栽培戦略が全面的に登場している。欧州連合は二〇一九年「Farm to fork（農場から食卓まで）戦略」を発表し、二〇三〇年までの四大目標に有機農業面積を「五%拡大、化学殺虫剤使用五〇%減少、肥料使用一〇%減少、動物薬品五〇%削減」を打ち出している

（注1）。日本では二〇二一年に「みどりの食料システム戦略」が発表され、二〇五〇年までに有機農業面積「五%拡大、化学農薬使用量五〇%低減」という目標を打ち出した。

韓国は二〇二一年に「二〇五〇農食品カーボン＝ユートラル推進戦略」を発表し、親環境農業面積を二〇五〇年までに二〇%、二〇三〇年までに二一%に拡大するとしている。韓国では有機農業が親環境農業の半分を占めていることを考慮すると、目標 자체が世界に比べ低い程度に止まっているが分かる。また、現実には、二〇一〇年の親環境農業の面積は五・一%であったが、二〇二一年の段階で四・九%となり五%線を割り込んでい

る。せりに、二〇二三年には四・六%まで下がつてゐる。二〇一九年に五八、〇五五戸であった親環境農業実践農家は、二〇二三年には四九、五一〇戸となり、この四年間で一四・七%減少した。面積は同期間に八一、七一七haから六九、四一一haに一五・一%減少してゐる。世界的に有機農業の役割が拡大されているなか、韓国の親環境農業は衰退しており、カーボン＝ユートラル実現とは程遠い状況にある。

(二) 認証をめぐる問題

韓国では二〇一五年の低農薬認証の全面的廃止を契機として、無農薬認証に転換すると期待された多くの農家が慣行栽培に戻り、認証農家が急激に減少した。二〇一七年には、ヨーロッパから始まった殺虫剤混入卵事件などにより、認証規制が強化一辺倒になつた。残留農薬検査の農薬の数は二二〇種から二〇一一年四六三種まで増加しており、最近はドローンや無人ヘリでの散布による非意図的な農薬飛散問題（ドリフト）で認証が取り消される被害が急増している。三十年間以上有機農業をやつてきた農家の圃場からも残留農薬が検出され、これまで黙々と

有機農業を実践してきた農家の誇りを傷つける深刻な事態となつてゐる。このような「厳しい」残留農薬検査が頻繁に行われている背景には、「無農薬農産物」の「無」という言葉の誤解が挙げられる。農薬を使用していないことの規制であり、農薬が全く検出されない不検出の義務はないにも関わらず、認証取り消しという厳しい結果につながっている（注2）。

一〇一六年世宗市で行われた消費者調査によると（注3）、「親環境農産物は何だと思いますか？」（消費者二〇〇人、多回答）という質問に、無農薬農産物であると答えたのが二八・五%で一番多く、有機農産物であると答えたのは一四・八%であった（注4）。つまり、親環境農業の最終的な目標は有機農業であることがよく理解されていないのである。むしろ、「農薬がない」農産物を意味する「無農薬農産物」という用語の方がより分かりやすいのである。一〇〇年間の親環境農業政策は消費者に混乱をもたらしたのである。低農薬、無農薬を経て有機農業に進むという親環境農業の段階的発展はもはや失敗であると聞える。

一 親環境農業の実態

（一）親環境農業の営農状況

現在、親環境農業の状況はどうなっているだろう。親環境農業実態調査を行った結果（韓国親環境農業協会の会員五五、一九三〇）を対象として、一、一二二二四人が回答）をみると（注5）、

まず、親環境農業を行っている農家の年齢は六〇代（四四・六%）が半分近く、五〇代（二九・八%）、七〇代（一〇・九%）が一番多く、四〇代（二一・八%）、七〇代（一五・五%）が一番多く、三〇四年田（一一・五%）、七〇九年田（一九・五%）の順になった。親環境農業の経歴は一〇～一九年田（一八・七%）の順である。當農形態は露地栽培が六八・八%を占めており、施設栽培は一一・五%，露地と施設の両方をやってしているのは一八・七%であった。この場合、露地対施設の比率は九対一、七対三、五対五の順になつてゐる。

耕作地の所有の有無では全部自家所有は四三・五%を占めており、全部賃借は一七・三%，自家所有は五〇・七〇%が一・五%であった。栽培面積は、一、五〇〇～二、〇〇〇坪

(一四・六%) が最も多く、一、〇〇〇坪未満 (一〇・六%)、一、〇〇〇~一、五〇〇坪 (一七・〇%) の順となつた。売上は一千万ウォン未満 (三四・九%) が一番多く、一千九二千万ウォン (一五・九%) と一千九四千万ウォン (一五・八%) の順になつた (一千万ウォンはおよそ百万円)。農業所得は五〇〇~一千万ウォン (一九・一%)、五〇〇万ウォン未満 (一九・〇%)、一千九一千万ウォン (一五・一%) の順になつた。かなり零細であることが分かる。

慣行農業と併用している比率は四四・四%で半分近くであり、併用の場合の親環境農業の比率は一〇% (一八・五%) が一番多く、五〇% (一七・五%)、七〇% (一五・七%) の順になつた。(ここからは、親環境農業の拡大のためにはこういう農家が親環境農業に転換する面積を増やしていく必要があるといえよう。

(一) 親環境農業の発展のための課題と政策

親環境農業の発展のための意識調査では、「親環境農業の発展のために現在、優先的に解決すべき課題は?」という質問に

親環境農業実践農家が希望する政策支援は、生産部分では認証費全額支援 (一四・五%)、労働者受給及び人件費の支援 (一〇・一%)、病虫害被害支援 (一九・五%)、自家製造農資材購入支援 (一四・一%) の順であった。消費部分では、親環

対して親環境農産物に対する販路多角化 (三一・八%) が一番多く、消費者の理解拡大 (一一・〇%)、CPTPP 等農産物開放対策と対応 (一一・六%)、親環境農業原則と価値再成立 (一一・四%) の順になつた。「親環境農業拡大のために必要な政策」としては、親環境直接支払改善及び拡大 (三一・六%) が一番多く、次に親環境農産物販路確保 (一〇・〇%)、親環境農産物災害保険施行 (一〇・五%)、親環境農産物の仕入 (注6) (八・六%) の順になつた。農家は販路に関する要求が高いことが分かる。ちなみに、農家の重要取引先は、消費者直売 (二六・八%) が一番多く、農協 (一九・九%)、親環境農産物学校給食 (一三・九%)、農業法人 (一三・一%)、生協 (九%) の順になつた。(これまで親環境農業の拡大を主導してきた生協はもはや親環境農産物販売の担い手になつていない) ことが分かる。

境農産物の販売差額支援（一〇・九%）、大手販売店の親環境農産物販売台の義務設置（一七・一%）、生産者と消費者の直接取引のための公共フラットホーム設置（一六・一%）、学校給食拡大支援（一四・六%）の順であった。認証部分では、検査回数の増加による費用上昇に対する農家支援（三一・八%）、生物多様性と環境改善可否反映（一四・五%）、残留農薬検査結果書の有効期間を設定し、繰り返されている検査費の支出防止（一一・九%）の順であった。

親環境農業の持続可能性に関しては、親環境農業実践の理由では、「より良い農産物を提供したいから」（三一・七%）が一番多く、「私と家族の健康のために」（一四・八%）、「環境を保全するために」（一〇・六%）の順であり、親環境農業が指向している答えが多かった。一方で、親環境農業の誘因策と言われている「親環境農産物の直接支払があるから」という答えは四・六%に過ぎなかった。持続意向としては、現行維持が六八・〇%で一番多く、「今後無農薬から有機へ」は一〇・一%、「今後親環境から慣行栽培へ」が五・四%、「農業を止める」が三・〇%であった。慣行栽培に転換する理由は、経済的理由

（四三・八%）、高齢（一〇・三%）、販路拡大（一五・六%）などがあり、止める理由は高齢（三七・八%）、「生計が成り立たないから」（三五・一%）、人力不足（一三・五%）、農業環境（一三・五%）の順であった。

（三）親環境農業をめぐる加重される問題

韓国の親環境農業は、ユン政権に変わってから妊婦を対象にした親環境農産物ボックス事業の廃止や親環境農産物学校給食の縮小などによって安定した販路の確保が困難な状況にある。また、親環境農業直接支払制度は来年度から支払単価を上げること予定されているが、実際は、単価が低いことに比べて条件がややこしいことや特に実態調査からも分かるように五六・五%が賃借している状況のなかで、農地法の改正によつて賃借が難しい問題（注7）などにより、親環境認定農家の約六割しか直接支払を受領していないのが現状である（注8）。これに高齢化や労働力不足、気候変動問題など親環境農業を巡る環境は決して明るくない状況である。

三 親環境農業のこれから展望

それでは、私たちは何ができるでしょうか。まず、有機農業の持つカーボンニュートラルビジョンと実践を強化し、気候変動危機の状況の中でも親環境農業をやってきた実践農家の誇りを取り戻さなければならない。過去30年間の親環境農業の急激な成長には化学肥料と合成農薬の代わりとして、外部からの親環境農業資材の過度な依存があった。このような親環境農業の慣行化を反省し、元々有機農業が目指していた地域の資源循環に基づいた健康な土づくりと、そのような土に基盤とした生产力、復元力を生かし、多様な生物が共生、共存できる実践に戻る必要がある。これまでとは異なるライフスタイルをを目指して田舎に入り親環境農業に挑戦しようとするとたくさんの若手農業者たちのためにも有機農業の原理と原則に立脚した実践が大事である。

韓国で最近増加している農業農村環境を改善しようとする農業環境保全プログラムや社会的弱者たちを対象にケア、教育などをを行う社会的農業 (social farming) など

は、まさしくその基盤が有機農業である。また公益機能増進が強調されるなか、在来種、副産物の活用、独自の循環資材使用、作物の多様化、ビオトープなど、これまで有機農業でやってきた実践を、消費者や市民とともにを行い、気候変動危機に対応していくかなければならない。

注

(1) これはコロナ以降のグリーンニューディールおよび今後の持続可能な農業政策として出された政策であることでより意味を持つ。

(2) 日本の場合、有機農業とは別に「特別栽培農産物」として化学合成農薬および化学肥料を50%以下（使用回数および窒素成分）に低減する農産物を扱っているが、使⽤していない場合、「不使用」と表記しており、「無農薬」用語は使わないことにしてじる。「無」という用語が誤解を招くからであるという（日本有機農産物認証機関面談、
—101—・四）

(3) 金氣興『世宗市親環境農業中長期発展計画』忠南研究院、

世宗市、一〇一六による。

(4) 地域で認証する農産物（一四・〇%）、認証を受けなくとも農薬や化学肥料を使わない農産物（八・五%）、GA P（七・一%）、旬の農産物（五・一%）、ローカルフード（五・一%）の順になった。

(5) 一〇一一年七月上旬から一〇月初まで実施され、オンラインアンケート回収が行われた（金氣興・チュヨンジン『親環境農業実践拡大のための親環境農産物認証実態調査』韓国有機農業研究所、親環境農産物自助金管理委員会、一〇一一）。

(6) 政府が親環境農産物を先に購入し、農家に親環境農産物の価格分を払ってくれる方式を意味する。

(7) 今まで高齢化などの理由で農地の一部を貸してくれるケースが多くたが、一〇一一年農地法改正以後、耕作地と経営者が一致することを求められるようになつたため、違法になることを恐れて賃借が難しくなる傾向にある。これには一〇一〇年から実行されている公益直接支

払制度（農地面積によって直接支払されている）の影響もある。そのため、来年度は親環境認証農家数がさらに減少することが予想されており、農家数が維持される場合でも親環境認証面積ははるかに減少すると予想されています。

(8) 忠南アサン市親環境農家調査の結果による（金氣興『アサン市農業農村及び食品産業発展計画』アジア農業農村研究院、アサン市、一〇一四）



金 氣興(キム・キフン)氏
アジア農業農村研究院 院長

1999年、姉妹学校プログラムで来日し、東京農業大学を卒業。東京大学大学院で修士と博士号を取得（2009年）。JSPS外国人特別研究員。日本や韓国、タイ、ベトナムなどを対象にした有機農業を研究し、2014年帰国。忠南研究院、(社)韓国有機農業研究所副所長を経て、2023年3月（株）アジア農業農村研究院を設立した。大統領直属農漁業・農漁村特別委員会農業分科委員（2021～2022）、正農会理事、韓国有機農業学会理事などを務めている。

Report

北海道における 新たな農地施策の推進体制について

北海道農政部農業経営局

農業経営課利用集積係長 樋浦 里志

一 農地関連法の改正

(背景と目的)

国は、農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圏の状況を解消し、農地の集約化等を進めることとも、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要であるため、令和四年に農業経営基盤強化促進法等の改正を行いました。

(法改正の概要)

法改正の概要ですが、①人・農地プランの法定化、②農地の集約化等、③人の確保・育成の三つの区分に大きく分類されます。人・農地プランの法定化については、市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業の農地利用の姿について話し合を実施し、地域の将来の農業の在り方や

目標とする農地利用の姿を目標地図として盛り込んだ地域計画を策定し、公表する「」ことが義務づけられました。

農地の集約化等については、農地バンクは地域計画の達成に向け、農用地利用集積等促進計画（以下、促進計画）を策定し、農地の貸借等を促進することになりました。また、農地バンクに対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限が一〇年から四〇年に延長された他、農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に、農地バンクが農作業の委託等を受けている農地が追加されました。

人の確保・育成では、都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備することや、認定農業者に係る措置として、公庫が認定農業者向けの資本性劣後ローンを融資する他、認定農業者の加工・販売施設等に係る農地転用許可手続がワンストップ化されました。また、農地の取得に

係る下限面積要件の廃止と、農協による農業経営に係る組合員の同意手続が緩和されました。

なお、改正法の施行日は、令和五年四月一日と定められましたが、市町村における

地域計画の策定期限は令和七年二月末までと定められ、地域計画が公表されるまでは、経過期間として従来の農用地利用集積計画（以下、集積計画）による権利設定が可能とされました。

本稿では、これらの改正内容のうち、大きな柱である地域計画の策定と農地バンクによる農地の集積・集約化について掘り下げてまいります。

（北海道における農地の利用集積）

国は相対での賃貸借により農地の点在化が進むことを懸念し、農地バンクを介して担い手への集約化を図ることを目的として法改正を行いましたが、道内における担い手への農地の集積率は九一・八%（令

和五年度末）と、近年は九〇%を超える高い水準で推移しており、全国の六〇・四%（令和五年度末）を大きく上回っています。

この要因や本道の集積率の特徴については、北海道は大規模で専業的な農業経営者が主体であり、規模拡大を図る認定農業者等の担い手が多いことや、市町村や農業委員会などの関係者が、地域内の農地の出し手や受け手の実情を踏まえ、利用調整などを行ってきたこと、また、国は平成二十五年に、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下、農地バンク法）を制定し、賃借による農地の集積・集約化を推進していく

ますが、北海道においては、売買に対するニーズが高く、地域が主体となって利用調整に取り組む仕組みが定着していることから、今後も北海道の農用地利用集積率は高い水準で推移していくものと考えています。

（制度の周知と理解の醸成）

令和四年五月の改正法成立後、制度の内容を早い時期に道内の関係者に周知することが必要と考え、八月から九月にかけて道内五ブロック（函館市、北見市、旭川市、芽室町、札幌市）で「人・農地など関連施策の見直しに係る説明会」を開催しました。

（北海道の実情に即した制度改正に向けて）

北海道では法改正以前より、北海道の高い農地利用集積率や農業委員会等の利用調整機能を鑑み、北海道の実情に即した制度となるように、関係団体と協議の上で、国に北海道の現状説明や事務の進め方などについて繰り返し提案してきました。

結果、国は一部北海道の提案を取り入れ、これまでの市町村で完結していた集積計画による権利設定に近い事務処理が可能となるようになり、運用の中で促進計画の添付書類の大幅な軽減や知事から市町村長への権限移譲などを可能としました。

農林水産省經營政策課および農地政策課から担当者を招き、法改正の趣旨や新たな農地施策のポイントについて説明いただき、北海道からは、令和七年度からの本格的な制度開始に向けて各機関の役割や段階的に取組を進めていかなければならないことを見える化したロードマップを作成し、説明しました。



令和4年夏の全道研修会

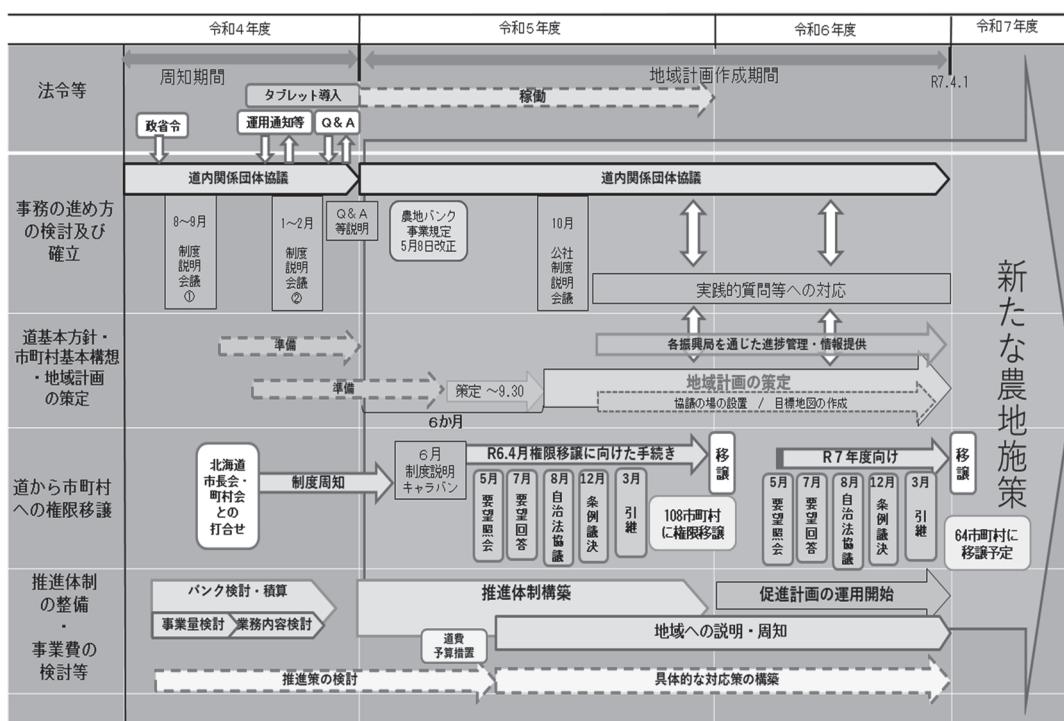


図1 令和7年度に向けたロードマップ

また、令和四年度下半期には、政省令や基本要綱が整備され、地域計画策定マニュアルが更新されるなど、新たな農地施策の具体的な運用方針が見えてきたことを受けて、令和五年一月に再び道内五プロック（芽室町、旭川市、網走市、札幌市、七飯町）で「新たな農地施策全道研修会」を開催し、市町村、農業委員会、農協等の関係機関への周知と理解の醸成を図りました。

北海道農業会議から改めて法改正の概要と農地バンク事業の進め方、北海道から地域計画の策定と権限移譲、農地バンク

である北海道農業公社（以下、公社）からは、利用権設定方法の改定と公社の役割などについて説明しました。

二 地域計画の策定

（人・農地プランの変遷）

人・農地プランは、農業者が話し合いに基づつき、地域における農業において中心的な役割を果たすことなどが見込まれる農業者（中心経営体）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものと定義されており、平成一四年の戸別所得補償経営安定推進事業（人・農地プラン作成事業）を活用して作成が開始され、平成一五年に成立した農地バンク法において、農地バンク事業の円滑な推進を図るために手段として位置付けられました。

その後、令和元年からは、人・農地プランを真に地域の話し合いでに基づくものに

すへの観点から、①アンケートの実施、②現況把握、③農地の集約化に関する将来方針の作成を要件として、人・農地プランの実質化が図られたことになりました。

（人・農地プランの問題点）

人・農地プランの中心的経営体に位置付ければ、スープラー資金の当初五年間の無利子化や補助事業の優遇措置が享受できるため、市町村は人・農地プランを作成することになりますが、地域での話し合いがなされなかつたり、市町村のマンパワーが足りていなことなどから定期的な見直しがなされていなかつたり、補助事業のための計画となっているなど、本来の目的から逸脱し、形骸化したプランが多く市町村で散見されました。

そのため国は、人・農地プランを法定化し、同意市町村（基本構想を作成している市町村）では、農業者や地域の関係者の話し合いで、地域の将来の農地利用の姿を

明確化した設計図である地域計画の策定が義務づけられました。

（協議の場の進め方）

地域計画の作成の過程において、地域の農業者等による話し合いが重要になります。

市町村は初めに関係機関と役割分担を明確化し、幅広く関係者に参加を呼びかけ、協議の場を開催することとされていますが、地域農業再生協議会や中山間地域等直接支払交付金の集落協定など既存の協議の場の活用が推奨されています。

協議の場では、農業上の利用が行われる農用地等の区域の設定と、その区域において地域の実情を踏まえて田指すべき将来の地域農業について協議を行つて、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項を協議し、その結果をとりまとめ、公表することとなっています。

(田標地図の作成)

農業委員会は農地の出し手と受け手の意向を踏まえ、田標地図の素案を作成し、市町村に提出するところになります。

田標地図の作成に当たっては、タブレット等で収集した意向の情報は農業委員会サポートシステムに反映されるため、シミュレーション機能で素案を作成することができるです。

なお、農地集積率の高い地区においては、地域の話し合いの結果として、現況地図を田標地図としてみなすこと也可能です。

(地域計画の公告と変更)

市町村は協議の結果を踏まえ、地域計画（田標地図を含む）の案を作成し、地域計画案の公告前に説明会や関係者への意見聴取を実施し、できる限り地域の理解を得られるように配慮が必要です。計画案の公告は市町村の公報への掲載やインターネット等を通じて行い、一週間の縦覧に供します。

三 農地バンクを経由した

た後に市町村で決定し、同様に決定公告します。

なお、地域の農業の将来の在り方や地区内の農業を担う者に変更が生じた場合などは、随時、期中見直しが必要であり、改めて協議の場を設置から一週間の縦覧を行つまでの過程を経て、変更決定公告を行つことになります。

(権利移動の手続きの一元化)

令和四年の農地制度の改正により、これまで農地の権利移動の主流であった市町村を経由した手続きが廃止され、公社を経由した手続きに一元化されたことから、今後は公社が主体となり、分散した農地をまとめて引き受け団地化し再配分するなど、担い手への農地の集約を促進していくこととなりました。

(補助事業との連携)

地域計画は多くの補助事業等との連携が求められております（令和六年四月時点）で四回事業）。協議の場において地域の関係者で地域の実情に応じて必要な検討を行い、地域計画の任意事項の欄に明記することとされていますが、事業」として異なる要件や配分に係るポイント加算などの区分に応じた地域計画となつていらない場合、補助事業の優遇措置が受けられなくなる可能性があるので留意が必要です。

農地の集積・集約化

市町村は協議の結果を踏まえ、地域計画（田標地図を含む）の案を作成し、地域計画案の公告前に説明会や関係者への意見聴取を実施し、できる限り地域の理解を得られるように配慮が必要です。計画案の公告は市町村の公報への掲載やインターネット等を通じて行い、一週間の縦覧に供します。

(公社取扱件数の増加)

令和四年度に実施した道農政部の調査では、市町村で作成された集積計画数は令和元年度から令和二年度の三ヵ年平均で約一四、〇〇〇件でしたが、公社から道へ認可申請のあった配分計画数は年間一〇〇件程度であるため、今後、公社主体の手続きとなつた場合、市町村や公社との間で、

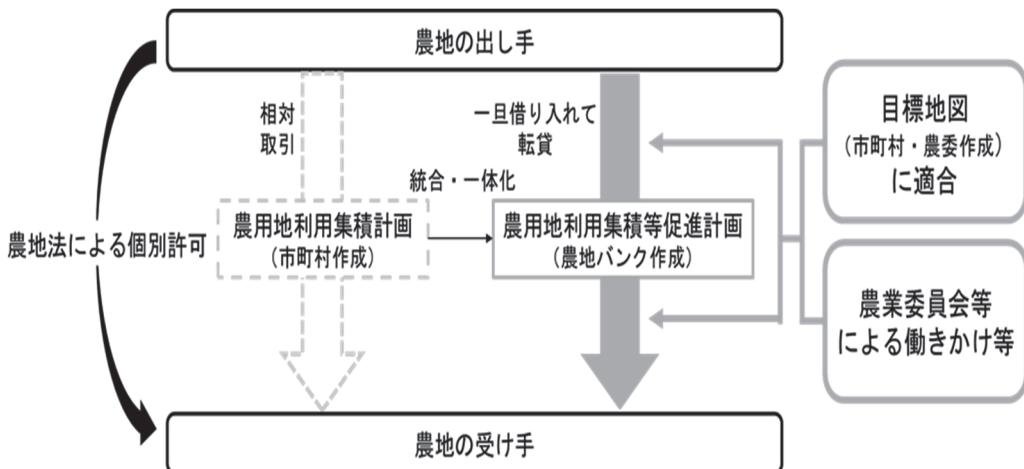


図2 農地の権利移動の手続き

新たな手続きに係る業務量が大幅に増大する」となどが懸念されるため、事務の効率化や推進体制の整備を図る必要があります。

(公社の体制整備の強化)

増加する業務に円滑に対応していくため、公社は農地相談員を増員し、地域計画策定に係る協議の場への参画や現地調査など事前コーディネートを行うことで、促進計画に添付する書類を大幅に軽減するなど、業務の刷新を行いました。

また、促進計画の作成にあたっては、市町村や農協等の協力を得ながら取り進めることで、公社本所の決裁権限を支所に移すなど、支所の体制強化を進めていきます。

道では、こうした公社の



図3 権限移譲のパンフレット

効率的な業務体制の構築に必要な予算措置を行い、今後とも、公社における円滑な業務の推進体制づくりを計画的に進めるよう指導し、意欲ある担い手への農地の利用集積が一層図られるよう取り組むこととしています。

農地の権利移動の一元化に伴い、これまで道では配分計画の認可と公告を本庁で行ない、市町村の同意を得た上で権限等の移譲を行います。

「事務・権限の移譲」は、市町村の自主的な要望に基づいて行ない、市町村の同意を得た上で権限等の移譲を行います。

行っていましたが、新制度では促進計画の認可件数が一万件を超えてくることが予測され、現在の職員体制では迅速な処理が

困難であるため、北海道事務決裁規程の改正を行い、本庁から各振興局に促進計画の認可と公告の事務権限を委任することと

しました。

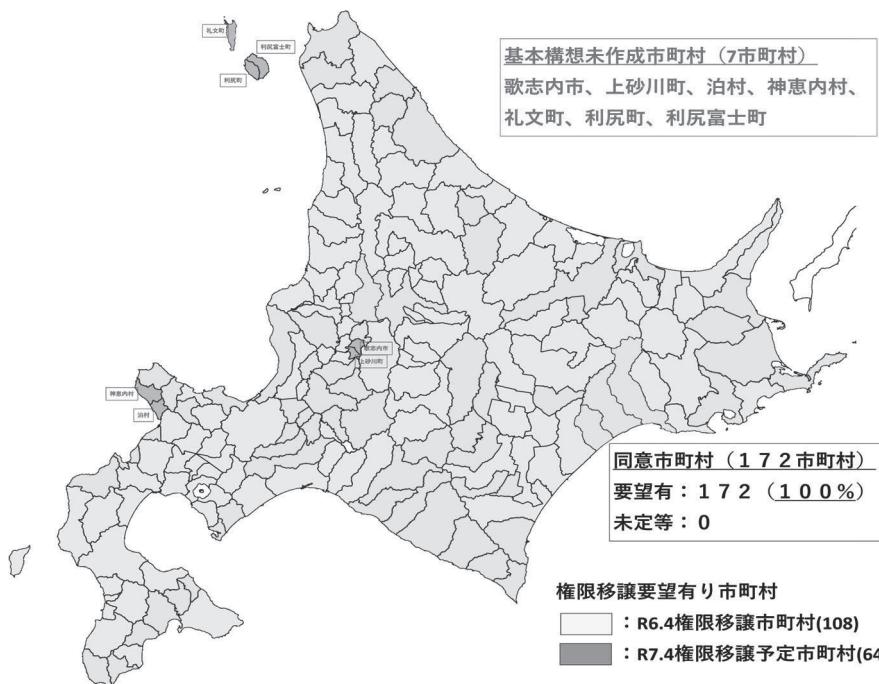


図4 道内の権限移譲の状況

また、これまで市町村で培われてきた市町村を主体とした仕組みを活かし、手続きの迅速化を図るため、知事から市町村長への権限移譲を促進してきました。

道は新たな農地施策に係る各種会議で権限移譲の必要性やメリットについて説明を行い、市町村の理解の醸成を図ってきたという。令和六年四月に一〇八市町村で権限移譲済みとなり、令和七年四月からはさらに六四市町村が追

(公社手数料の見直し)

公社は事業量の大幅な増加が見込まれることから、業務体制の強化とともに、関係機関・団体の協力の下、業務の効率化や事務処理の迅速化に取り組むほか、事業を継続的かつ安定的に実施していく観点から、農家負担にも十分配慮しながら、手数料の見直しを行いました。

農地中間管理事業については、事業をする経費が国及び道の補助金により賄われるなどから、手数料は当面徴収しないことになりましたが、将来、補助金が減額されるなど状況に変化が生じた場合には、再び徴収することを検討するとしています。農地売買等事業については、北海道の損失補償を受けて全国農地保有合理化協会

加され、一七一の同意市町村全てに権限移譲される予定となっています。

四 新たな農地施策への対応

から買入資金を調達しているほか、事業実施に要する経費は国の補助により一部賄われていますが、人件費や事務所管理費などの業務費や共通管理費は補助対象外となっています。また、市町村を経由した権利移動の手続きが廃止され、公社を経由した手続きに二元化されたことに伴い、新たに即売りタイプを新設し、事業運営上必要な費用の一部を手数料として徴収することにしたことから、手数料の見直しについて、公社は令和六年四月一日にホームページで公表するとともに、道内各地において農業委員会等に対して説明会を行い、農業者の理解を得られるよう丁寧な説明を行っています。

います。

道では策定作業の遅れている市町村に対し、適宜必要な助言や指導を行ながり、令和七年三月末までに全ての市町村で確実に地域計画が策定されるよう取り組んでいます。

(新たな農地施策への対応)

法改正以降、報告事項や検討課題がある度に、北海道農業会議、北海道農業公社、JA北海道中央会に道を加えた四者協議を開催し、情報共有と課題解決に向けた検討を重ねてきました。

新たな農地施策の本格開始まで残り半年を切りましたが、市町村で地域

計画が策定され、農地バンク事業が円滑に機能することにより、担い手への農地集積・集約化が一層促進されるよう、引き続き関係機関・団体と一緒に取り組んでまいります。

(工程表による地域計画の進捗状況の把握)

国からの通知に基づき、市町村は地域計画の策定に向けた工程等をまとめた工程表を作成し、進捗状況について、道を経由して国に定期的に報告することとされて

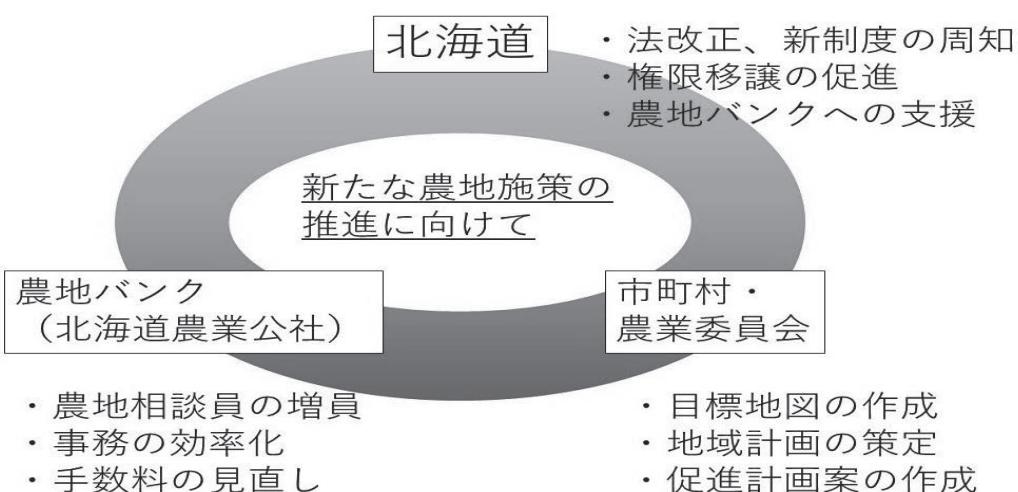


図5 関係機関の取組

特別講演会

日時 .. 令和6年6月24日
場所 .. 札幌市北農ビル

北海道における農業振興計画策定の現代的意義 ～農業振興計画の検証事業を通じて～

北海道大学大学院農学研究院 教授 板橋 卫

「」紹介いただきました北海道大学農学科部の板橋です。

私は一九九五年度の一年間、北海道地域農業研究所にお世話になりました。その後、四半世紀ほど道外に行き、二〇二一年一月に戻つて一年半ほど経ちます。

機会があつて一〇年ほど前に當農指導員資格認証に関するテキストを作成したのですが、その時は、あまり地域農業振興という表現は用いられておらず、地域デジタルなどやや一ニュアンスの違う言葉が使われています。どうして地域農業振興計画といつ言葉を使わなかたと考え少し調べてみると、

「農業振興計画」という言葉が本格的に使われるのは、後述しますが「八〇年代対策」の方針が示された中でのことです。そういう意味の変遷も踏まえて、今日において地域農業振興計画の策定・実践に農協が取り組む意味をあつためて考えてみたいと思います。

北海道の農協では、地域農業振興計画の策定を継続しているとみられます。しかし、大会等でも「地域農業振興計画」という言葉が消えていました。しかし、わざと振り返つて、断絶した部分もあります。また、農協経営の中期計画の一部として扱われるケー

私は地域農業振興といつ言葉に対し、特に違和感はないのですが、少し振り返つてみると、そのではない部分があります。

はじめに

私は地域農業振興といつ言葉に対し、特に違和感はないのですが、少し振り返つてみると、そのではない部分があります。

としてのそれですが、農協との新たなつながりを強化するための取り組みとしての対話が重視され、その延長として多様な農業者による地域農業の振興を進めることが示されたとみられます。

他方、地域農業と農協を取り巻く環境に目を向けると、地域における農業の担い手不足が深刻化しています。特に内地では高齢化に伴う農業者の減少傾向に歯止めがたたず、どんなに農業振興計画を策定して頑張っても農協の販売取扱高は下がっているのが現実です。その状況をどう打破できるかどころで、農協による地域農業振興計画の策定・実践の必要性が問われています。

一〇一〇年代後半からの全国農協大会のスローガンや取り組み課題では、「自己改革」との関連が強く意識されています。その中で組合員との対話の部分、特に組合員の世代が変わってくる中で次世代の組合員対策



としてのそれですが、農協との新たなつながりを強化するための取り組みとしての対話が重視され、その延長として多様な農業者による地域農業の振興を進めることが示されたとみられます。

他方、地域農業と農協を取り巻く環境に目を向けると、地域における農業の担い手不足が深刻化しています。特に内地では高齢化に伴う農業者の減少傾向に歯止めがたたず、どんなに農業振興計画を策定して頑張っても農協の販売取扱高は下がっているのが現実です。その状況をどう打破できるかどころで、農協による地域農業振興計画の策定・実践が必要な気がすると思います。

盤において事業展開を行っている農協のあり方が問われています。その面でも、農協が地域農業振興を通して地域経済の活性化に主体的に取り組む必要が迫られており、農協による地域農業振興計画の策定・実践がクローズアップされてきたのではないかと感じます。



としてのそれですが、農協との新たなつながりを強化するための取り組みとしての対話が重視され、その延長として多様な農業者による地域農業の振興を進めることが示されたとみられます。

他方、地域農業と農協を取り巻く環境に目を向けると、地域における農業の担い手不足が深刻化しています。特に内地では高齢化に伴う農業者の減少傾向に歯止めがたたず、どんなに農業振興計画を策定して頑張っても農協の販売取扱高は下がっているのが現実です。その状況をどう打破できるかどころで、農協による地域農業振興計画の策定・実践の必要性が問われています。

また、内地は農的地域協同組合といつも葉もしばしば使われますが、地域社会にとっての農協の役割も重要です。その地域社会自体が人口減少や地場産業の衰退で減退している状況の中であつたために基

いすれにせよ、(II)で使われている「多様な農業者による地域農業の振興」という表現は、全ての組合員を対象として事業展開を行つ事で成り立つてゐる農協組織、地域農業や地域社会に責任がある協同組合組織としての農協の特徴・あるべき姿を鋭く表わしてゐるといふではないかと思われます。

(二つした点で、今日的に地域農業振興計

画の策定・実践を重視する農協運動の意義があると思われますが、まずは、なぜ農協が地域農業振興計画を策定するようになつてきたのか、そのことを考えてみたいと思ひます。

一 系統農協による 地域農業振興の取り組み

「農協とは何ぞや」と二つめの大きな議論にも関係しますが、農協は農業団体としての位置づけ・性格があり、国の政策の「ト講け」とか「受け皿」と謂われる部分が

あります。そのため、政府による農業政策に即した地域農業対応を行ひますが、同時に

せながら地域農業対応を実施してきたのではなくかと考えておきます。

そこには、優勝劣敗的な構造政策に対する協同組合の理念、協同組合としての農協本農業の構造変化に大いに関わつてしましました。言いかえると、農協の独自の農業や地域農業対応が今日の日本農業を作つてゐるところもしされます。

戦後、農協は、家族経営や自作農体制の維持といつた点で、農業政策を支える組織として位置づけられ、当初の食料増産政策という部分では国と一致していたといふが強かつたとみられます。しかし、国の政策が農業基本法を制定して構造政策に切替わる中で、農家・組合員を駁別する」といつながらの政策に農協がどの対応するかという問題が生じてきました。表面的にはそれに合わせている対応がみられるのですが、やはりイコールではなく、現場の動きや、それまで家族経営を支えてきた取り組みの部分と整合さ

ります。これいは国の構造政策の部分に沿つた側面もあるのですが、地域の中であるべく多くの農家が農業経営を続けられるようにするために考へ出された農協独自の運動方針・理念がここにも現れています。これら

(一) 営農団地構想と地域農業対応

當農団地構想は、一九六一年の農業基本法制定に伴う国の政策に対応・対抗する形で考えられたものと考えています。ただ、国の政策が出てきたから進めたというよりは、系統農協独自に取り組んでいた畜産インテグレーション対策や先進的農協によって取り組まれていた青果物産地形成や米プラスアルファ農業の実践の中で、産地単位としての生産者の組織化や農協機能発揮の考え方方が當農団地づくりのベースになつているところです。

表1 系統農協組織による當農団地造成運動の取り組み

農協の取り組み	国の政策
1961年 養鶏・養豚・酪農について「畜産団地の手引き」発表する。	農業基本法制定
1962年 「當農団地推進委員会」設置、「當農団地造成の手引き」発表する。	第1次農業構造改善事業開始
1963年 「畜産団地の手引き(肉牛編)」、「稲作団地造成の手引き」発表する。	
1964年 「野菜団地造成の手引き」発表。 第9回全国農協大会で「當農団地を強力にすすめる」と決議する。	
1965年 「モデル當農団地の設定要綱」	
1966年	野菜生産出荷安定法制定
1967年 第11回全国農協大会において『農業基本構想』を発表して、當農団地の推進を強力に進める。	
1968年 「モデル當農団地の診断総点検」	
1969年	第2次農業構造改善事業
1970年 第12回全国農協大会において當農団地の実態分析を行う。	
1971年	
1972年	『農業団地構想』発表
1973年 営農団地登録制度	
1974年	
1975年	
1976年 第14回全国農協大会で「組合員の當農と地域の農業を協同活動で確立する」と発表。 「當農団地の質的強化」を発表すると同時に、當農団地の見直し始まる。	
1977年	
1978年	
1979年 第15回全国農協大会で「1980年代日本農業の課題と農協の対策」発表。 當農団地の推進が終わる。	
畜産登録団地制度を廃止する。(1992年)	

注:『農業協同組合年鑑』各年などより作成

るので、農協組合員も半減してしまいます。そのため表立つて賛成できないところから示された農協運動の方針です。つまり、流通の合理化の部分は受入れるが、全体として農家・組合員は減せないので、農家全員参加である産地を単位として合理化、能率化を上げるために、當農団地を形成していくという考え方です。いわゆる、太田原先生の言葉で言つ「実践的批判」であり、国が進める方向に反対するだけではなくて、取り

組みの中で実証的に「NPOではないやり方もある」と二つ目を示した形として當農團地構想を位置づけました。

その後、系統農協はこの方針に即した形で三年に一回開催される全国農協大会などで現状を確認しつつ當農團地造成運動を進めています。特に、一九六七年に農業基本構想を発表して、農協独自の取り組みであることを明確にして當農團地造成運動を実施しています。表一に示したように、一九七〇年代中頃までじつした動向は継続しました。

① 常農團地構想の内容と運動の展開

あらためて當農團地造成構想とはどのような取り組みであったかを見ておきましょう。

基本的には、農業基本法でも述べていますが、農業所得向上のための取り組みです。そのため、地域農業あるいは農協や産地単位で振興する作田を選択し、その作田の商

品化を図っています。地域農業単位で取り組むことが重要であり、優勝劣敗の考え方による個別農家の育成ではなく協同の考え方・活動として推進しています。個別の

農家による取り組みでは、新しい作田の技術習得や販売面での対応も弱くなるため、協同の力でそつた問題を解決していくのがこうした考え方です。この場合の協同とはのは、主に農協への結集を意味します。主に農協単位での協同ですが、連合会等を含めた系統農協全体や、産地規模単位での協力による複数の農協単位の協同など、いろいろな意味を含んでいました。

そのため、農協および連合会は、商品化を図る作目に對して技術指導ができる當農指導体制の構築、販売対応を可能とする販売事業の整備を強化していきます。農家・組合員の協同としては、作田ごとに生産部会を農協の中に組織化し、その部会の中でいろ

農家で品質を高めてこなす。このじつした協同の取り組みが、當農團地造成運動の中で重要であったとみられます。

② 常農團地造成運動の成果

この當農團地造成運動は、それなりに成果がありました。

それまでの農協の當農經濟事業、つまり當農指導や生産資材供給・販売事業は、ほとんど食管制度に依存する状態であり、いわゆる米麦農協なり米肥農協と言われています。そうした状態からの脱却が図られていました。選択的拡大品目などの生産拡大を図る国の政策と一緒にではないかと批判される部分もあるのですが、国内での需要が伸びていた青果物、畜産物等の取り扱いに農協が積極的に取り組んで行くことを通じて、いわゆる米と肥料と信用事業を中心の農協から、農家のニーズに応えられる農協に性質が変化した点が重要です。その中で當

農指導体制、生産資材供給や販売事業体制が強化されました。

また、減反政策が開始されたこととも関わりますが、米プラスアルファなり、複合的な作物の組み合わせ等による農地利用部分での農協の独立性もみられます。機械や施設の投資が進んでいく際に、共同所有の形を進めるなど、組合員の負担を大きくしないよう農協機能が発揮されたという点も評価できます。とはいって、他方で政策との関連では、それに迎合してきた部分、構造改善事業と一体となつた形で施設投資を進めて物流・物量体制を構築し、機械化や単作的な産地化を進めたといつ批判もありました。

その背景には農協の経営主義的な考え方がありました。高度経済成長の中で、需要に対応した農産物が作れば売れる経済環境であったため、産地での生産量の増加に力点をおいた事業展開が行われます。そして、當農経事業に限らず、信用・共済事業に関しても事業拡大として貯金・融資や共済加入推進に邁進していたといつ問題点がありました。

く作日の生産を振興して生産を増やして産地すなわち當農団地をつくる事が先行しました。そこからいは、農家経営の部分に立ち入って地域農業をどう構想するかといつ点が不足していたとみられます。それは、當農団地構想における地域農業対応といつ面での限界的な部分とみられます。

そんなこともあり、當農団地構想は一九七〇年代後半からで一田原直しこいつ形になります。

③ 営農団地構想・運動の終焉

一九七〇年代になり、環境問題が取り沙汰されるようになります。「行き過ぎた近代化農業のあり方が議論になってしまいます。その中で、農協の當農団地造成運動は、近代化農政

それともう一つの當農団地造成運動に関する問題点として、産地単位として構造政策に対峙したことで、農家の経営のあり方にまで踏み込んだ地域農業対応ができていなかったといつ点があげられます。とにかく

① 地域農業振興計画の構想

② 地域農業振興

全国農協大会が区切りといつわけではあります。一九七六年の第一回全国農協大会の中で、「協同活動強化運動」の一環として地域農業振興計画に関する構想が登場します。この時には、まだ當農団地の質的向上などが示されておりますが、當農団地

造成運動に問題が生じてゐる中で、組合員の意願と地域の振興計画を立てる」とに関する考察であります。そして、地域農業振興を中心移しておきます。そして、地域農業振興を図る形で地域の農業を考えていふことが示されています。

（二）では、構造改善事業を利用するする、产地形成して消費地に農産物を送るなど型にはまつた考え方ではなく、自分たちでいろいろ考へて、「いつどいつ方針」が示されます。

その中では、あらためて「農業指導員体制の整備」に関して述べられ注目されますが、可能な「農業指導員の要員確保」が課題となつています。

ただ、一九七六年頃に「地域農業振興」と言つておいた段階では、先程のいわゆる近代化農政の批判といふか、「反省」のような部分との関連が強かつたようです。そのため、例えば土地への問題とか、高能率・高所得農業の構築といった方向からの路線変更として地域農業の計画の必要性が示されていましただけ

です。つまり、何のために地域農業振興計画の策定・実践をするのか、地域農業の具体的なビジョンをどう描くか、地域農業振興計画の策定方法などは、まだわざと議論が進んでいました。

それを系統農協全体として、本格的に地域農業振興計画の策定と実践の方針を明確に示したのが、一九七九年に開催された第一回目の全国農協大会です。この大会は、「八〇年代対策」を系統農協が打ち出した「八〇年代対策」を注目されますが、その対策を具体化していくために地域農業振興計画の策定・実践が重要視されています。

② 系統農協による「八〇年代対策」と 地域農業振興計画の策定

第一回全国農協大会で示された「一九八〇年代日本農業の課題と農協の対策（いわゆる「八〇年代対策」）」の内容は大きくは次に示す点です。

一つめは農業生産の再編です。米の生産調整は始まってしましたが、当初は一過性で終わると見られていました。しかし、米の消費が減りつづいて、中で米の生産調整の面積は拡大していくことになり、米から他の土地利用型作物への転換を図る必要性が高まつきました。国の政策も転作強化の方向ですが、農協はその国の政策目標を超える「農協がそんな態度」で、独自に作物転換を図る方針を示しました。組合員からは「農協がどうあるのだ」とかなり怒られたようですが、現実問題としては、それくらいの覚悟で転作対応を考えていいかないと地域農業の新しい姿を描けないとみていました。かなり自主的な動きであったのではないかと考えられます。

二つめは農業生産の再編を担う農業経営主体についての考え方です。これは、「八〇年代対策」として、後に大きなウエイトを負める部分です。土地利用の変化を地域で考

えていく場合に、実際には大規模農家、小規

模農家、やむには兼業農家等が存在してい
ます。その中で、地域農業を「デザインしてい
くのですが、多様な農家を活かした土地利
用の形を考えることになつます。そこで、生
産組織のような形にして、多くの農家を含
めて地域農業の振興を図つていい方法が考
えられ、一九八〇年代中頃から強調される
ようになりました。今日でいつ集落営農のよ
うになります。今はイメージですが、「地域農業集団」の形
成が示されます。

三つめが大きなポイントになるのですが、
系統農協としての需給調整機能の強化です。
基本法農政が選択的拡大を進めてきた結果、
米を含めて青果物や畜産などの作田につい
て過剰問題が深刻化してきました。それに
対する需給調整として、国でも各種対策を
講じたのですが、それだけでは済まないと
の考え方で、農協系統として独自の需給調整
に向かっていくのが八〇年代対策としての
確立を図るものが方針として示されました。

農協の地域農業政策の特徴です。

今日の講演のために資料を調べていい中
で、作田別部会の「誓約組織」への転換を図
るという記述が見つかりました。誓約組合
という言葉は知らないなかたのですが、いわ
ゆる専属利用契約を農協と組合員が結ぶイ
メージと思われます。生産部会を作るところ
は、このことは即農団地の構想段階で出していくの
ですが、部会がどれだけの機能を發揮する
のかどうかで、需給調整機能が求められ
ました。このことが農協にとっての生産部
会の位置づけをかなり高いものとしたとみ
られます。

これに対しても、「国の政策が定まらないの
にそんなことやつてどうするのか」との意
見もあったようですが、それまでの営農团
地造成運動の問題点もあり、「国の政策が定
まりなかつたら、農協から自主的に働きか
けねばならないの意識込みがあるべきではない
か」との意見があつたと言えます。農
協は政策の請負組織ではなく、独自に地域
農業を「デザインしていいんだすぐれ」であ
るところの反感を感じます。

実際にかなり多くの地域で高齢化や兼業
化が進んでしまった。しかし、その中で「農
協自体が地域農業に取り組まねば組合員の
経営の安定も成り立たないのではないか」
との意識があり、農協が地域農業振興に取
り組んでいます。当時の資料やマニフェス
トなどを見ると、かなりの高揚感をもつて
地域農業振興に取り組まれていたことが伝
わってきます。一九八〇年代の農業情勢が
生み出した農協運動ともいえますが、協同

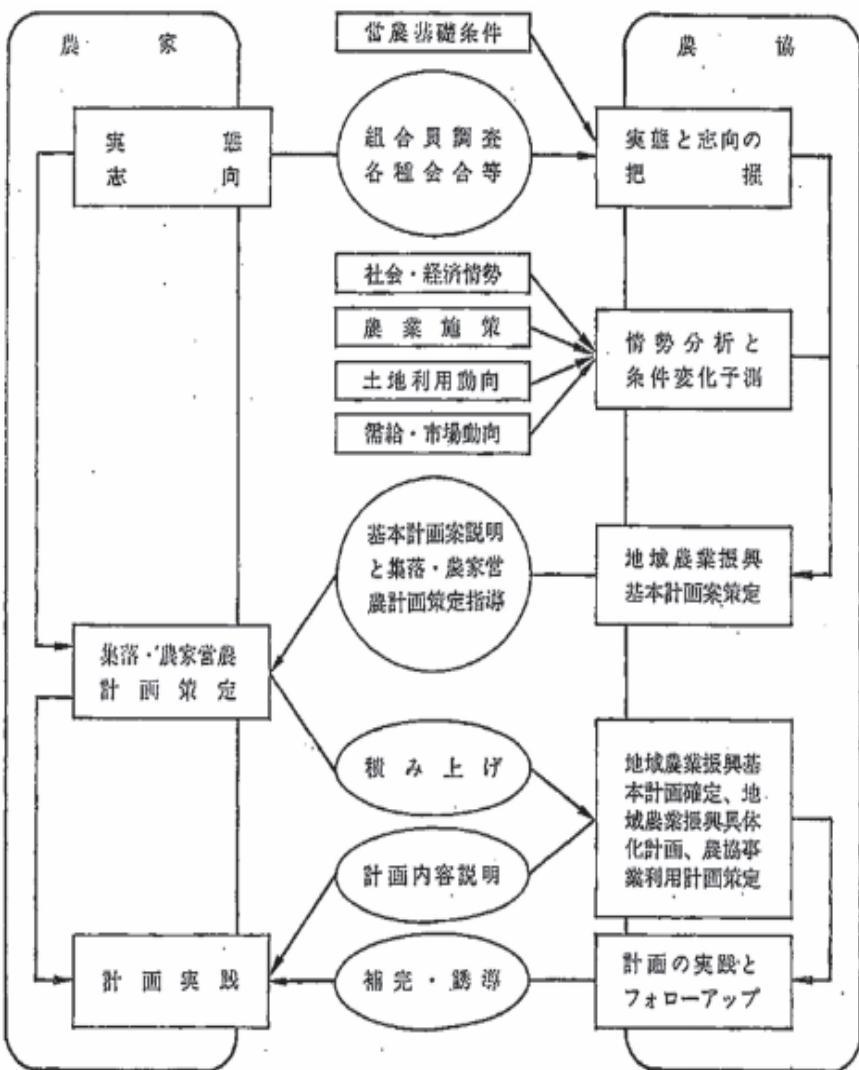


図1 地域農業振興計画策定・推進の仕組み

資料:『農業協同組合年鑑』1980年版、p. 56

の意向を把握し、農業・農政など的情勢を含めて、地域農業がめすべき方向性を協議しながら決めていきます。策定して終わりではなく、実践しながらその内実を検証します。これは、本日後述する北海道における地域農業振興計画の検証事業での確認事項とも重なります。

組合としての農協の一つの形を明確に示し実践した取り組みであつたといえます。図1は、農協年鑑からとった地域農業振

興計画策定・推進の仕組みを示したものですが、今日でも通じる取り組み・手法はだいたい確立していたとみられます。まず農家

組織としての農協の一つの形を明確に示し実践した取り組みであつたといえます。図1は、農協年鑑からとった地域農業振興計画策定・推進の仕組みを示したものですが、今日でも通じる取り組み・手法はだいたい確立していたとみられます。まず農家

組織としては、地域農業振興計画の策定・実践運動の状況を毎年取りまとめていました。その中で一九八四年の調査結果を紹介します。当時は地域農業振興計画を策定していなかつた農協がほとんどでしたが、三年間で六割

くらいの農協で策定されるようになっています。しかし、その後はあまり策定率が上昇していません。策定しなかつた理由としては、「農業生産がきわめて少な

い：四〇・一%」「担当部署がない・担当者がいない」：二〇・一%」「必要性なし：一一・四%」です。当時まだ四十くらいの農協がありましたので、小規模な農協や都市部で金融事業に特化した農協などでは「いつ回答も出たのではないかと分析されていました。

計画策定に要した期間は、「二カ月未満：二六・一%」「三ヶ月未満：二四・五%」「六ヶ月：二六・〇%」であり、期間が短いのではないかと問題視されています。計画策定にあたっての体制は、「職員のアロジエクトチーム：二八・一%」「組合員代表者を加えた策定委員会設置：二三一・八%」「専任担当者職員をおいた農協：二一・一%」「専任担当部署を設置した農協：一七・六%」です。当時から、専任体制とすべきか、策定チームに組合員を入れるかどうかなどが検討されています。

計画策定にあたっての農家の意向把握状

況は、「作田別部会の余地のあることは代表者を通じて把握：四四・一%」「全組合員（農家）を対象に意向調査を実施：四二・九%」「部落組織の会合あるいは代表者を通じて把握：二〇・二%」です。部会の代表者からの割合が高くなることが注目されますが、需給調整機能の強化としての生産部会機能が重視されていたためかと思われます。計画の改訂・更新の予定状況は「計画期間中でも改訂：四九・八%」「計画期間満了後に更新：二〇・一%」です。

その他、地域農業振興計画策定・実践上の問題点として、①計画の期限切れにともなう更新の不備、②計画は策定されたが実効性に乏しかったので新たな計画策定に進まない、③計画のスタート時から無理が生じるよつは計画である、などが既策定農協かいつあがられています。今日でも出されるような問題点が当初から課題になってきた」とがうかがわれます。

③ 地域農業振興計画の策定・実践運動の成果

その後、一九八六年に点検会議が行われ、中間的な総括が行われています。

計画策定が進まない理由として、小規模農協であるために職員が少なくて計画策定のチームが作れない点や都市部の農協などで必要なことの点は前述した内容と重複します。米や果樹の単作地帯なので地域農業を「デザインする必要がない」という認識から策定を行っていない農協もあったようですが、また、一回は策定したが、更新することができなく終わりにして農協もあったと指摘されています。

また、問題点として、策定方法については、①組合員が参考せず一部の農協職員だけが策定、「たれが何をどのよつに振興」するか具体策がない（全地区）、②市町村の振興計画との調整が課題（関東・甲信・中国・四国）、③策定する際、経済連・信連などのタイ

ツプが弱かつた（関東・甲信）、④計画策定にあたって、農家の意向調査をしたといふ、要望内容はどうなったかといわれ困った（九州）、と整理されています。これらの点は、今日でも問題点となります。特に④に関しては、後述する「地域農業振興計画の検証に係る調査研究」の分析の中でも触れます。

計画内容については、①農協によつては県中のひな形をそのまま使つ振興計画、単なる事業計画の形式（全地区）、②中長期の振興計画と单年度の経営計画が結びつかず、農協諸事業と運動しない（全地区）、③米にかわる戦略作物がなく計画内容の策定が充実されない（関東・甲信・北陸・東海・近畿）があげられておます。計画内容に関する①と②の問題点は、今日でも問われています。③ではないかとみられます。また、③の問題点をみると、転作強化の中で、それに先手を打つつもりで地域農業振興計画の策定・実践運動を進めてきたのですが、米にかわる

作田をなかなか見いだせない地域農業と農協の苦惱が垣間見られます。

ただ一方で、地域単位で地域農業振興計画の策定・実践に取り組んできた成果もまごめられています。一九八四年にまとめられた全中『地域の農業振興をめざして』では、以下のようないし例が紹介されています。①青森県では、一ソニクの産地形成が進み出稼ぎの進行をくじとめている。②愛知県では兼業農家を巻き込んだ地域農業の再編を進め、受託の営農組合を農協支所単位に設立した。③和歌山県では温州ミカンが過剰になつた結果、晩かん類への転換が計画的に進むよつになつた。④香川県では、多様な野菜を作つて耕地利用率を向上させており、総合的な野菜産地を形成している。⑤佐賀県では、米地帯から米以外の大豆・小麦等を組み合わせた農業へと転換が進んだ。これらは、それぞれの地域での取り組みですが、地域農業をひつ串縫していくかを考え

て地域農業振興に取り組んだ結果として実現した効果ではいかと思われます。

また、農協の専農指導事業のあり方が確立したのもこの地域農業振興計画の策定・実践に取り組んだ成果とみられます。つまり、専農指導員の役割として、かつての作田別の生産販売の指導や農家経営指導に加えて、専農企画や組合員組織担当が加わつてあります。専農指導員の役割が多岐になつてありますが、①生産技術指導（作田対応）、②農業経営指導（経営対応）、③産地形成指導（市場対応）、④地域農業再編指導（地域対応）に整理されできます。地域農業振興計画の策定・実践には、これらの要素を体系的に組み合わせた高度な総合的な専農指導事業機能の発揮が求められます。

そして、市場対応の面では、需給調整機能への取り組みの中で、農協と生産者の信頼関係が強化され、その結果としてブランチ産地が形成されてきたとみる」ことがどれも

す。当農團地造成運動の時には、ある程度出せば売れるところともあつて、どうあらずすを作つて集めて市場出荷していたとみられます。そのよつた産地から、産地単位で良品・高品質で均質な農産物が生産され、農協の集出荷調製機能を發揮して、どうしたら市場で高い評価を受ける農産物を販売できるかを考え、生産部会と協力して取り組む産地に変化します。このでは生産部会の機能も強化され、いわゆる「ワ・ハ・産地形成まで至っています。このよつたことが地域農業振興の一つの成果であると思われます。

（4）地域農業振興計画の策定・実践運動における具体的な地域農業の課題の変化

やうした農協運動の展開は、一九八〇年代の全国農協大会では一貫して強調されています。しかし、一九八八年に開催された第一次全国農協大会では、一九八〇年までに農協を一、〇〇〇億円とする決議が行

われ、当時四、〇〇〇程度あった農協の合併を進めています。一方で、農協経営の効率化を図る方向に運動の中心が変化していきます。この背景には、金融自由化の動向や貿易自由化の圧力がありました。そのため、一九八〇年代前半にみられたよつた地域農業振興計画の策定・実践への取り組みに対する高揚感は薄りじであります。

また、地域農業の再編の方向性として、作田の振興だけではなく、農用地の利用調整により関わっていく必要性が生じてきました。當農團地造成運動の時は何を作るかを中心と考えればよかつたのですが、減反面積の増加や兼業深化の中で、農用地の利用調整がどうしても避けられなくなつたのです。こので、当初は収益計組織や生産組織をどのように作つていくかが主眼だったのですが、政策の変化もあって、どの農地を誰がどの使つかといつ段階まで農協が考える必要が強まります。集団転作や団地加算対応

等の細かい実務的な政策への対応が、地域農業の課題になつてきます。地域農業の振興ではあるが、部分的な政策対応としての生産対策のよつた部分が強くなつてきました。地域富農集団を設立・育成するのに集中するなど、農用地利用調整に焦点が移ってきたよつてみられます。

このでは、農協が農地の問題にどう関わっていくかという問題にもつながります。農地の利用権設定や農地管理に関する部分です。農協は経済団体でもあることから、農地の権利移動に関わることは限定的ですが、正面から関わらざるを得なくなつてきます。このでは、法律の変化も関係しますが、農協が農地利用の管理・調整の主体になることでもあり、政策の下支え的な構造問題の部分に農協の地域農業対応の中心が移つていいくことでもあります。地域農業振興計画の策定といつ地域農業を総合的に分析・考察・検討していくことから外れ

ていつてしまつたことが懸念されました。

他方、需給調整を図りつつ産地を形成する「」と、作田振興を実現するという方向は、「ブランド産地の形成につながった成果はありました」が、一部の産地に限定された動きであります。農産物市場全体における需給調整機能の発揮という面は、「」とミクロの対応では十分な成果を発揮できなかったとみられます。主な作田に関して系統農協の県連間で取り決めを行って需給調整に取り組んだ部分はありますが、全ての農産物が農協系統に出荷されている訳ではありません。そのため、主産地だけでの出荷調整では、「アウトサイダーの存在が阻害要因となり、必死に積み上げた計画が価格形成の面で十分に効果を發揮できなかつた面があります。農協間でも産地間競争が厳しかつたことも要因でしうが、系統農協による自主的な需給調整機能には限界があつました。

二 北海道における 地域農業振興計画について

「」『地域農業振興計画の実践と課題－北海道地域農業研究所『共同研究』－10年の軌跡』から、1990年代にならぶ、農協の経営問題や系統組織・事業の再編の中で農協合併が進展し、農協としての地域農業や管内農業の範囲・概念が変化してきます。それまでに取り組んできた地域農業振興との整合性、地域・農協単位で確立しておいた「ブランド品の位置づけ」などが合併農協では問題になります。新たな合併農協单位では、にわかには業務体制が整わず、地域農業振興計画を策定できるような段階ではなかつたと思われます。

共同研究とは、現地と研究所とが一緒にやって基礎調査を実施し、その問題点の整理をして課題解決の方向性を考えるスタンスであり、地域農業振興計画策定のための基礎調査として研究叢書の形でまとめていました。その一覧は表2と図2に示した通りです。

1990からは、北海道における地域農業振

表2 北海道地域農業研究所「共同研究」の委託地の概況

委託順序	委託先	支庁	委託主体	農協と自治体の関係	地帯区分	土地利用区分	開発類型	立地類型	契約期間	契約期間(年)
1	JA東旭川	上川	農協	—	都市(稲作)	水田型	旧開	都市的	1990.12~91.3	0.5
2	JAとうや湖	胆振	農協	—	畑作(混合)	混合型	旧開	中間地・山間地	1990.12~91.3	0.5
3	JA北野	上川	農協	☆	都市(稲作)	水田型	旧開	平地	1991.1~1991.12	1
4	栗山町	空知	自治体	☆	水田	混合型	旧開	中間地	1991.4~1992.3	1
5	厚沢部町	檜山	自治体	☆☆☆	混合(畑作)	水田型	旧開	山間地	1991.7~1992.1	0.5
6	留萌地区	留萌	広域自治体	—	水田・酪農・混合	混合型	旧開	中間地・山間地	1991.4~1992.3	1
7	JAUだか東	日高	農協	—	畑作(混合)	草地型	旧開	山間地	1991.3~1992.2	1
8	訓子府	網走	農協,自治体	☆☆☆	畑作	混合型	旧・新開	中間地	1992.1~1992.8	0.5
9	前田農協	後志	農協	☆	水田(畑作)	水田型	旧開	平地	1992.4~1993.3	1
10	白糠町	釧路	農協	☆	酪農	草地型	旧・新開	山間地	1992.7~1993.3	0.5
11	美深町	上川	農協	☆	混合(酪農)	混合型	新開	山間地	1992.7~93.6	1
12	東藻琴村	網走	農協,自治体,普及所	☆☆☆	混合(畑作)	混合型	旧・新開	平地	1992.12~93.2	0.5
13	追分町	胆振	自治体	☆	混合(畑作)	水田型	旧開	平地	1993.5~1994.3	1
14	静内町	日高	農協	☆☆	混合	草地型	旧開	山間地	1993.6~1994.8	1
15	生田原町	網走	農協,自治体,普及所	☆☆	酪農	混合型	新開	山間地	1993.7~1994.10	1
16	知内町	渡島	自治体	☆	水田	水田型	旧開	山間地	1995.4~1996.3	1
17	東川町	上川	農協	☆☆	混合(稲作)	水田型	旧開	中間地	1994.6~1995.3	1
18	清水町	十勝	農協,自治体	☆	酪農	混合型	旧・新開	平地	1993~1995	3
19	芦別市	空知	自治体	☆	水田	水田型	旧開	山間地	1994.4~1995.3	1
20	美瑛町	上川	農協,自治体	☆	畑作	混合型	新開	中間地	1994.9~1995.3	0.5
21	豊富町	宗谷	農協	☆☆	酪農	草地型	新開	平地	1994.7~1996.3	2
22	音別町	釧路	農協	☆☆	酪農	草地型	旧開	山間地	1994.7~1996.3	2
23	常呂町	網走	農協	☆☆	畑作	畑地型	新開	中間地	1995.4~95.12	1.5
24	今金町	檜山	農協,自治体	☆☆☆	混合	混合型	旧・新開	中間地	1995.6~1996.5	1
25	八雲町	渡島	農協	☆☆	酪農	混合型	旧開	山間地	1995.4~1996.3	1
26	更別町	十勝	農協	☆☆☆	畑作	混合型	新開	平地	1995.7~1996.9	1
27	石狩市	石狩	自治体	☆☆	混合(畑作)	水田型	旧開	都市的	1995.7~97.3	2
28	白老町	胆振	自治体	☆	酪農	草地型	旧開	山間地	1996.7~1998.3	2
29	紋別市	網走	自治体	☆☆	酪農	草地型	新開	中間地	1996~1997	2
30	網走市	網走	農協	☆	畑作(都市)	畑地型	新開	平地	1998.4~2000.3	2
31	根室地区	根室	農協	—	酪農	草地型	新開	平地・中間地	1998.5~1999.12	2

注1) 地域農業研究所資料及び共同研究参加者のアンケートにより作成。

注2) 土地利用、開発類型は前記のアンケート結果より、立地類型は北海道センサスの区分による。

注3) 地帯区分は、信連の農協区分による。()内は農協要覧の区分と信連の区分が異なる場合に限りそれを示す。

注4) 農協と自治体の関係は、一は複数の自治体にまたがる委託であったため無かったことを示し、☆は多くなるほど密接に関係があったことを示す。

注 :『地域農業振興計画の実践と課題－北海道地域農業研究所『共同研究』10年の軌跡』p. 9

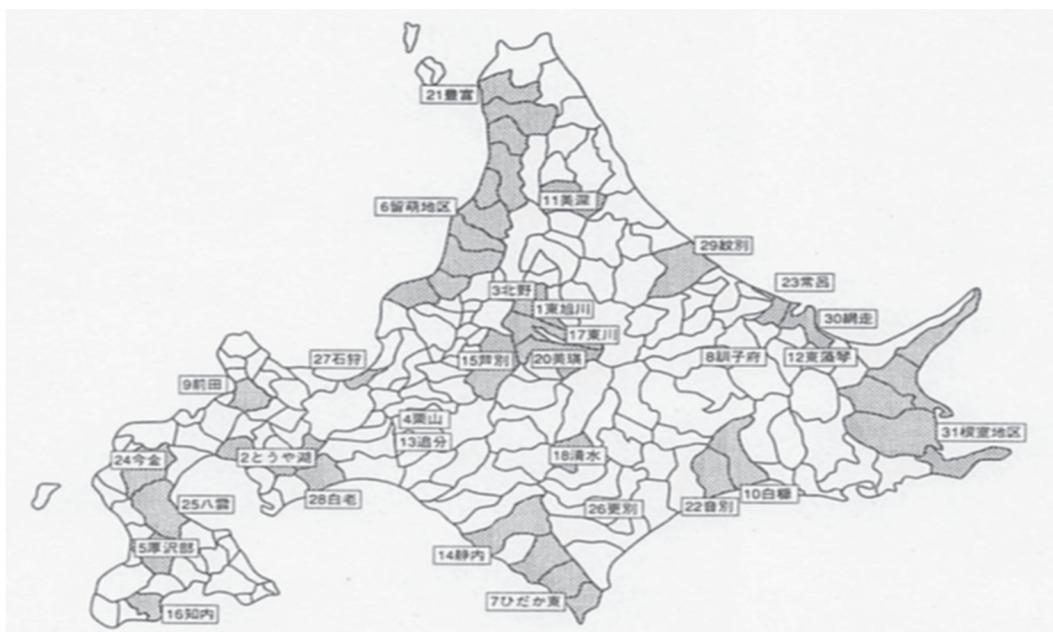


図2 共同研究委託地の地域分布

注:『地域農業振興計画の実践と課題ー北海道地域農業研究所『共同研究』10年の軌跡』p. 10

(一) 委託地の地域的特徴 と課題

① 委託地の農業の特徴と その背景

委託地の特徴としては、

た。

ます水稻プラス野菜の複合
産地があげられます。北海
道においては、一九九三年
の大冷害を境にした減反緩
和を機に、水田を主食用米
生産に戻しますが、その後

一転して減反が再強化され
るなど、大きな振れがあり
ました。また、食管法が廢
止される中で、米産地とし
てどういった生産・販売対
策を行うべきかという課題
がありました。他方で、産

う点も検討されていました。水稻作の生産
調整が厳しくなっていった一九八〇年代と
は違った形での水田農業の問題がありまし
た。

てどういった生産・販売対
策を行つべきかという課題
がありました。他方で、産
地形成されつつあった野菜
生産はどうあるべきかとい

地域からの委託です。そこでは、基幹作田を
どう形成するべきか、あるいは、複合的な作
田による地域農業振興の方向性をどう考え
るかが問されていました。基幹作田がない
地域で地域農業振興を図るために課題を明
らかにするところでは、北海道の農協と
しては新しい課題への取り組みでした。

② 委託時期と地域課題の関係

時代的背景を整理すると、一九九〇年代前半は、まだ「バブル崩壊の残存」がある中の地域農業振興の発想として、生産拡大でどうやって売上げを伸ばすかという意識が課題解決の方向に現れています。所得確保のための生産拡大や野菜作などの新規作物の導入・振興が検討されます。

一九九〇年代中頃になると、高齢化等に伴つ離農問題が顕在化し、農地流動化、後継者確保、新規参入のあり方などが課題となります。また、前述した酪農地帯からの委託が増えた時期であり、負債問題を含めて地域農業や地域経済をどう考へていくかも課題となります。

それが、一九九〇年代後半の中ではさうに深刻化し、地域によっては農村の維持、生活問題も含めた農業と地域の振興のあり方が問われ、それらを含めた地域農業振興計画を作りたいという依頼がありました。メ

インの作田を有していない地域として、農協を中心じてやって地域農業を活性化していくべきかという問い合わせは、地域社会のあり方を含めて、一九九〇年代後半の社会的な背景から発生してきた委託課題であったとみられます。

(1)「共同研究における地域農業の課題

① 「共同研究」の報告書スタイル

地域農業振興計画自体は、各自治体や農協で作成する」とになります。研究所側は、それを作成するための基礎資料として地域農業の現状と地域農業振興のための課題を研究叢書にまとめていきます。現状分析としては、(1)農家数、労働力、農地、作物生産、家畜飼養の基本動向であり、近隣市町村や全道の動向と関係させて当該市町村や農協管内の農業の特徴を整理します。(2)地域農業が抱える構造問題の指摘としては、一般的

農地問題、ふん尿処理問題などが課題となります。そして、(3)稲作、畑作、野菜、酪農肉牛といった作別・経営形態別に問題点と課題を整理しています。

個別経営が抱える問題点は、それぞれ異なります。そして、それについては、地域的・組織的な対応がないと解決の方向性が見定まりないという問題があります。そのため、農地対策、労働力支援、ふん尿処理、農産物販売などへの課題対応のための地域農業システムの確立を優先する提言となり、農協の事業機能強化などが課題として描き出されていました。

かなりオーソドックスなスタイルであり、その中で地域農業の課題を浮かび上がらせています。

② 北海道農業のあり方に對する

「共通した実態認識(当時)

的な点です。農地の拡大による圃場分散や地力問題があげられています。一つめとして野菜生産については、当時伸長していたこともあり、前向きな位置づけでした。野菜生産に関するも、労働力の問題や地力問題、販売対応など課題はありましたが、それについては、積極的に対応して課題解決を図つておられたので、論調であり、規模拡大への対応とは対照的な位置づけでした。農家の経営規模拡大は、離農を伴つた組合員の減少につながるのに対し、野菜作振興は多くの組合員が参加できるといつ点が評価されたのでしょうか。

そして組織的な対応として二つめの特徴である農協による農産物販売事業の強化があげられています。そこでは、農協の作別生産部会体制の確立、組合員と協力した農協の営農指導体制と販売事業体制の拡充が検討課題として提示されます。また、内地に農産物を出荷する関係から、産地の規模拡

大としての広域的な共販体制の確立も検討課題として示されています。そして、具体的にどうするかという点で、四つめの特徴となる農協や自治体を中心とした地域農業システムの確立が課題として示されます。具体的には、販売や経営指導に加えて地域農業をトザインする包農企画などの農協の事業体制確立を課題として提示しています。

「(II)「**共同研究**」の成績」と同じように論述内容となるのは、地域農業の実態調査が十分に行われていない面があるとの指摘もありますが、現場の担当者

「(II)「**共同研究**」としての取り組みと運動・教育」

このように、問題点や限界はありました
が、あえて「**共同研究**」という形をとつて、地域農業振興計画策定に取り組んだことは、それなりに大きな意義があったと思われます。

現地側としては、地域の問題状況を診断と手をぐるり的に地域農業の課題を考えていた中で一致した内容であったと思われます。調査などで大きな問題点を明確にして、その問題点を突き詰める形での問題追求型の調査研究も望まれたのでしようが、全体的には、地域農業の現状を把握することで精一杯で、それを踏まえてさらに深掘りしながら実態把握と科学的な分析を重視しました。

て分析すると、(II)「(II)「**共同研究**」の成績」と同じように、時間的な問題や人員的な問題などがあったとみられます。

その双方の話し合いの中から、現地と研究の共通の関心事として現地の的確な実態把握と問題打開の方策の提示がされるのですが、そのためには現地側の協力体制と研究側の献身的努力が必要です。「共同研究」であることがそれを可能としていたとみられます。

そのことは、ビジネスとしてのコンサル機能とは違った取り組みであり、現地の人と一緒に考える事を通じて、現地側と研究所側の双方にとっての教育的効果が生み出されました。現地としては、当初は丸投げ的な部分もあったのかもしれないのですが、地域振興計画策定を一緒に考えて進めていく中で、農協や自治体職員が独自の学習会や勉強会を実施し、地域農業の問題点や課題解決のための提案をするようになったところもあります。「共同研究」として取り組んだことによる成果であったと思われます。

② 地域農業振興に取り組む意義

一九七〇年代中頃から、高度経済成長下による農政基調への批判や農業構造改善事業の展開に即した地域政策への見直しが取り沙汰されるようになってきました。北海道では、地域農業研究所の前身でもある北海道農協問題懇話会の活動の中で、地域農業の指向性が議論されていました。この時は、農家なり農協の中で、基幹作田の振興など、振興計画をまとめていくとの指向性の共通認識と期待が前提条件として形成されていたと『前掲書』の中で当時の七戸所長が指摘しています。

それが、一九九〇年代に入ると、まとまりが無くなっています。例えば規模拡大に対する考え方も変化しますし、それに伴う

傾向がありました。同じ方向に向かって地域農業の進路をまとめながら困難になりました。だからこそ地域農業振興計画の策定が必要なのですが、それに取り組む体制として、「共同研究」として取り組んで様々な検討を行つことは意味があつたと思います。

また、現場においては、様々なところでから内容も効果も異なる情報が入っていくようになつてきました。それらをどう受けとめるかによって、地域農業に係る関係者の考え方もバラバラになるとこうう問題があります。それに対する交通整理的で、情報の道案内的な役割としても地域農業振興計画に取り組む意味はあつたのではないかと思います。

そのような経緯で、北海道では、農協や自治体が主体となり、農家や地域農業研究所に関係する研究者と共に、地域農業振興計画の策定に係る基礎的な調査を実施し、地域農業の目指すべき指向性が分散化する

域単位で振興計画を策定してきました。その地域農業振興計画は策定して実践し、その期間が終了すると見直し実施して次期の計画策定に進みますが、現地側が独自に取り組むようになります。依頼される共同研究は徐々に少なくなつてきました。

ています。

契機としては、1991年に開催された第110回北海道農協大会の中で「つか組合員との対話を通じて地域の実態に即した実践方策を検討し、地域農業振興計画等へ反映のうえ、着実な実践と検証、改善を繰り返す」とて△運営を好循環させること」とが決議されたためです。農協による組合員との対話・課題把握などの実施状況を地域農業振興計画の策定・実践を通じた取り組みの中で検討するためです。

どがどのように作成された内容に反映しているかを調査分析しました。また、実践に当たって、策定された計画の内容が農協と組合員が意識した取り組みになつていいかを検討しました。

具体的には、以下の二点から検証しました。

III 「地域農業振興計画の検証」に係る調査研究の実施

(一) 「地域農業振興計画の検証」に係る調査研究の背景と目的

このよつた経緯で、農協の地域農業振興計画の策定に地域農業研究所は関わつてしましました。近年はその件数は少くなっていますが、各農協における地域農業振興計画の策定・実践の取り組みは継続しています。そうした中で、あらためて地域農業振興計画の策定・検証に関して、第二者の視点による検証が、北農五連▽JA労農サポート協議会における調査事業として委託され実施し

ています。

この調査研究では、地域農業振興計画の内容が地域農業の実態や情勢変化を正確に捉えていました。近年はその件数は少くなっていますが、各農協における地域農業振興計画の策定・実践の取り組みは継続しています。そうした中で、あらためて地域農業振興計画の策定・検証に関して、第二者の視点による検証が、北農五連▽JA労農サポート協議会における調査事業として委託され実施し

いるかを調査分析しました。また、実践に当たって、策定された計画の内容が農協と組合員が意識した取り組みになつていいかを検討しました。

具体的には、以下の二点から検証しました。

一つめは計画の策定内容です。地域・農協固有の課題分析、組合員や生産部会の意向調査の実施状況、役職員の意見把握、前期計画の点検・評価、情勢変化と課題内容の検討方法、策定期間設定などです。二つめは、計画の農協内での位置づけです。計画を事業展開に反映する方法、組合員および農協役職員内での理解状況です。三つめとしては計画実践内容の点検・評価です。計画実践の進捗状況・達成度合いの点検、組合員からおいて、農協が組合員との対話を通じた取り組みを十分に実施できているか、そのこ

れどがどのよつに作成された内容に反映しているかを調査分析しました。また、実践に当たって、策定された計画の内容が農協と組合員が意識した取り組みになつていいかを検討しました。

具体的には、以下の二点から検証しました。

一つめは計画の策定内容です。地域・農協固有の課題分析、組合員や生産部会の意向調査の実施状況、役職員の意見把握、前期計画の点検・評価、情勢変化と課題内容の検討方法、策定期間設定などです。二つめは、計画の農協内での位置づけです。計画を事業展開に反映する方法、組合員および農協役職員内での理解状況です。三つめとしては計画実践内容の点検・評価です。計画実践の進捗状況・達成度合いの点検、組合員からおいて、農協が組合員との対話を通じた取り組みを十分に実施できているか、そのこ

れどがどのよつに作成された内容に反映しているかを調査分析しました。また、実践に当たって、策定された計画の内容が農協と組合員が意識した取り組みになつていいかを検討しました。

具体的には、以下の二点から検証しました。

一つめは計画の策定内容です。地域・農協固有の課題分析、組合員や生産部会の意向調査の実施状況、役職員の意見把握、前期計画の点検・評価、情勢変化と課題内容の検討方法、策定期間設定などです。二つめは、計画の農協内での位置づけです。計画を事業展開に反映する方法、組合員および農協役職員内での理解状況です。三つめとしては計画実践内容の点検・評価です。計画実践の進捗状況・達成度合いの点検、組合員からおいて、農協が組合員との対話を通じた取り組みを十分に実施できているか、そのこ

業振興計画の内容把握が必要ではあります
が、基本的には上記の二つの観点からの検
証を優先して調査研究を進めました。この
事業は「〇一〇一」年度に「農協」、「〇一〇三」年
度は「農協」を対象として実施しています。
検証によって見いただされた課題については、
各農協での運営に役立てていただきことを
目的にしてます。「これまでに実施した農
協での検証内容を簡単に紹介します。

(1) 調査対象農協における

地域農業振興計画の策定・実践

① A農協(水田地帯、広域丘陵農協)

△農協は、水田地帯に位置します。地域農
業振興計画は五カ年単位で策定しており、
米の主産地としての農協が策定する地域農
業振興計画の特徴を示してます。特に第
七次の今期の計画では、日本一の米産地に
「なる」というスローガンをかかげ、水稻の
販売額一〇〇億円以上という明確な目標を

示しています。他方で、水稻作振興と併行し
て取り組む作田の振興や農協合併により拡
大した地域の対応として、必ずしも水稻作
中心ではない地域への田配りと二つ点では、
これまでの取り組みとの整合性が課題とみ
られます。また、①農業所得の向上と持続可
能な農業経営の確立、②担い手の育成確保
と地域農業の活性化、③農業応援団、パート
ナーづくりと組織基盤強化、を重点目標と
してます。

検証の観点からみると次の通りです。A
農協では組合員意向調査を実施しており、
約八〇%からの回答を得ています。また、青
年部や女性部との懇談を実施しています。

そして、農協の各事業部が、これいを踏まえ
て計画を策定し、事業展開していく形にな
っています。そこから、計画の内容を
意識して事業展開が行われるところみられ
ます。さらに各事業部の中で、勉強会等が実
施されていましたが、コロナ禍で中断

してしまいました。その点が、策定までの事
業部の取り組みと策定後の取り組みにおい
て、参加の意識で差が出てしまつたようだ
す。進捗状況の管理は部署単位で実施し、
組合員に対しては地区懇談会などを通して
報告を行っています。また、昨今の生産資材
価格の高騰もあり、農協事業への組合員の
評価を行っています。また、昨今の生産資材
価格の高騰もあり、農協事業への組合員の
評価についてアンケートを実施し、計画と
重点課題との整合性や新たな課題の検討な
ど、独自の検証を実施していました。

問題点や課題としましては、他の農協と
もだいたい共通する事ですが、組合員の意
向調査を実施し、かなりの回答は得ていま
すが、組合員の観点からば、その意向が地域
農業振興計画にどう反映しているか分かり
づらじと二つ点があげられます。また、多様
な組合員の意見をいかに把握・集約するか、さ
らにはそれを計画にどう取り組むかが難し
いですが課題です。

② B農協(畜産・畑作地帯)

B農協は畜産・畑作地帯に位置する農協合併です。この農協は前述したような農協合併などが要因ではないのですが、一時期、地域農業振興計画を策定していました。その後、中央会の協力・指導を受け、一〇一年から五年単位で計画策定を行っています。B農協では、近年、生産量と販売取扱高の増加が確認できるのですが、地域農業振興計画の中では、農業や農協を取り巻く環境をシビアに捉えており、堅実な計画を策定しています。今後は、今後の管内の組合員の経営規模拡大への対応や消費者に直結した販売方法の推進など現実的な内容がみられます。重点目標は、①畜農指導力の強化、②労働力確保に対する支援強化、③情報力の強化、④販売力の強化、⑤安全・安心、良質な農畜産物の供給、⑥身近な接点づくり、⑦地産地消の推進、⑧環境に配慮した農業の展開、⑨担い手の確保、です。

検証の視点から見て、組合員の意向調査を実施してますが、この中でも八割程度の高い回答率です。アンケート調査は、農作業の繁忙期にあえて実施していますが、その方が農家は自身の経営の実態に真剣に向き合つとの判断からです。B農協は専任体制で計画策定に取り組んでおり、情勢変化と管内農業の実態を踏まえた中長期的な検討も行っています。さらに生産部会を対象としたヒアリングを実施しています。計画に即した実践については、事業部毎の展開となります。日々の事業展開の中では、計画の内容を十分に意識したものとはなっていないことや、ヒアリングを実施した生産部会の方針が振興計画の内容と整合性があるかという点が課題のようです。とはいって、進捗状況の管理は年三回綿密に行っており、常に見直しを図りながら計画実践を進めています。

③ C農協(水田地帯)

この農協からが一〇一〇年度に調査した農協はいえ、進捗状況の管理は年三回綿密に行っており、常に見直しを図りながら計画実践を進めています。全体的な問題点と課題はA農協と同様に、組合員の意向の反映面における説明と実践であり、多様な組合員の意見収集も課題です。意向調査やヒアリングで得た全ての要望を反映するとは当然難しい課題ですが、組合員の視点からはこの点が不満のようですが、また専任職員の固定化は、計画策定の内容充実と効率化にとって成果となっていますが、マンネリとまでは言えませんが、慣れが生じてくるという可能性を指摘しています。計画に即した実践を実現できていないですが、策定した地域農業振興計画を日常的に意識して活用する段階には至っていないとみられます。

導の内容であったよひです。そのため、前期の第七次から農協独自の作成であり、第八次は第七次の継続的な位置づけです。そのため、産業としての農業を意識した農協の地域農業振興計画といつ内容で、冊子の簡素化も図られています。「手」では、「担い手」が減少する中で規模拡大する経営体や新規就農者の要望把握と支援のあり方が検討されています。その一環として園芸作の振興も示されていますが、経営規模を拡大する農家にとっては労働力の面で園芸作を中止するケースも散見されています。四つの基本方針は、①農業所得の向上、②農業を支える地域づくり、③密着した組合員対応、④△の健全経営です。

次に検証の視点からの分析です。○農協は、第八次の計画に關して、組合員の意向調査については、職員が直接組合員からヒアリングする方法で実施しています。そのため、回答把握率は100%であり、ある面では対話的な要素を重視した取り組みといえます。また、計画策定のプロジェクトとして金融部門を含んだ各課の役職者で構成されており、先の組合員への聞き取り調査もその職員が実施しています。策定内容に即した事業展開は事業部ごとの体制の中で進みます。進捗管理についても各部単位で年一回実施され、独自の評価基準でシビアに判断しています。見直し等は、常に実施しています。

④ □農協(酪農地帯)

□農協は酪農専業地帯に位置する農協ですでの、酪農に特化した事業展開に取り組んでいます。農協での取り組みは、①農業経営の強化、②担い手の確保、③持続可能な地域社会の実現です。酪農地帯ですので、農業経営強化につながる取り組みを実施するためのプロジェクトとして、①粗飼料、②乾乳、③育成、④乳質、⑤ゲノム、⑥野菜、⑦和牛（期間中追加）、を計画して実践しています。このように、酪農経営の具体的な内容にま

で踏み込んだ地域農業振興計画が策定・実践が実行されています。

検証に係わる部分の分析ですが、策定に際しての組合員アンケートの回収率は半分程度なのですが、職員の関与が注目されます。ソリドな担当者だけではなく事業部の部署の職員が計画内容の提案をするなど、計画策定に関わってることが、他農協と異なる点です。そのため、計画の実践についても、計画に即した取り組みとして、各部署が専農プロジェクトとして関係していくま

す。
このように、この農協は、酪農專業地帯として、酪農関連の専農事業に特化した地域農業振興計画の策定と実践ができるところ強みが生かされています。一方で、評価すべき点は、多様な組合員・職員層の意見集約という点があります。職員に関しては前述した通りですが、組合員対応といつては女性のみが参加する業者の参画においても女性のみが参加する

地区懇談会の実施など画期的な取り組みを実施しております。他の農協でも課題となっていた女性農業者の参加の不十分さへの対応が行われていつる点が注目されます。そうした取り組みを通して、組合員と職員の農協事業への参加や今後の振興計画の策定・実践への関与が期待されます。

⑤ E農協(青果物産地、広域合併農協)

E農協は広域合併している農協です。管

内は青果物の产地であり、果樹作の生産が多いのですが、農協にはあまり出荷されておらず、取扱高としては野菜が多い農協です。地域農業振興計画は今期で第九次であり、農業振興計画の中期三ヵ年計画と併行する形で策定されています。農業振興の方針は「マート産地づくり、ハーベスト化への取り組み強化による農業所得の増大」と明確ではあります。ただし、地域の農業振興計画よりも読み

取れます。確かに、農協事業の中ではマートのウエイトは高く、農家への労働力支援などの事業を農協は実施しています。しかし、管内には多様な作田があり、多様な地域農業が展開していますが、それらを十分に反映した内容にはなっていません。ただ、農協合併当初から、農協経営の課題が深刻であったので、そこに農協の経営資源を集めながらを得なかつたという事情もあります。

検証の分析ですが、アンケートの回収率は約15%と低位です。組合員にとっては振興計画の存在をあまり意識・理解していない状況が散見されました。また、職員については計画実施の進捗状況などは取りまとめられていましたが、役職員内での会議でのことがあり、職員の日常業務にとつての位置づけとしては存在感が薄いのが実態ではないかとみられます。

E農協においても、組合員と職員層の実

質的な参加・参画が課題であつまつ。そのことを通じて、自分たちの計画である事の認識を醸成すべし」とが求められていました。

(III)「地域農業振興計画の検証に係る調査研究」を通じて

① 地域農業の振興計画」

真剣に取り組む農協像

これまでの地域農業振興計画の検証に関する調査研究を通して、地域農業振興計画の策定・実践に真剣に取り組む農協像が明らかになってきたとみられます。基本的な取り組みは十分に実施されているとみられます。

意向調査の方法は、アンケート調査や直接ヒアリングの実施、日常的な組合員対応など様々ですが、行われていました。また、意向調査と併行して前期を中心としたこれまでの地域農業振興計画の内容と実践結果を監視され、今期はどうしたかが課題と

なるかを検討していました。ナレ问题是、実践目標のための数字合わせ的対応ではなく、

事業の結果のみであります。

一年くらいかけて、情勢分析を加えて問題点を整理して課題を整理していました。そ

して、地区懇談会などを通じて組合員に説明を行い、地域農業振興計画の内容を周知し、意見聴取を行っています。農協内では、

事業計画の実践状況を踏まえて、定期的に計画の進捗状況などの検証を行い、必要に応じて見直しを図っています。ナレ问题是、計画実践の結果をどうまとめ、期間中や次期の計画でどのように対応すべきかの検討を行っていました。

しかしながら、策定された地域農業振興計画そのものは組合員や職員にとって、それが位置づけが高いものではあつませんでした。日常の組合員にとっての漁農活動や職員にとっての事業業務に十分意識されているとは言えません。そういう状況が浮かび上がつてゐたのが、この一年間の検証

では、まだ十分にまとまつてしません。とはいえ、組合員と職員の参加・参画をより進めしていくかが課題であり問われています。

そのためには、参加のための意識の向上と、具体的な参加・参画の方法が必要だと思います。そのために、参加のための意識の向上と、具体的な参加・参画の方法が必要だと思います。

組合員の参加・参画と、日々的に今田的に考えなければならぬ点は、組合員の経営内容および、農業経営や地域農業のあり方にに対する考え方方が多様化していることです。このことは、北海道における一九九〇年代の地域農業振興計画策定のための取り組みでも述べたことですが、当然ながら農協の事業や経営に対する期待や要望の相違につながります。それらを全て把握して対応することができ、ロ農協の事例でみられまし

たように、地域農業の形態がある程度同じ作田に特化してくるなどの条件があれば可能でしょうが、一般的には難しい課題です。ただ、それらの状況を多様性が存在するといつ雜ぱくな状態にしておくのではなく、いくつかのグループに分類し、共通した要望などを整理する必要があります。作田別の生産部会対応どころのせいいつた問題解決の方向として始まった側面があります。そのように多様性を分類し、それぞれに対応して、ひとが組合員と農協のお互いの意図疎通につながり、参加・参画につながるのではないかと思われます。

ひとでは、組合員から上がった要望のどれに対してもどう対応しているかを明確に示すことが、組合員にとっての納得感としては重要なことと思われます。地域生協が共同購入を中心に行なっていた時期には、組合員から「こんな商品を作つてください」と要望があがり、それを受けて開発した商

品に対して、「〇〇さんの意見を採用して開発した商品です。」と非常に具体的にわかりやすく応えたことが組合員と生協の信頼関係につながって事業が伸長したとみられてます。農協に関しても同様に、組合員のどいついた要望にどう応えていくかを明確に示す必要があると思います。

また、農家の方は、日常の農業経営を行つて、その過程で、自分の経営が地域農業振興計画のどにに対応した実践を行つているか、地域農業の発展に貢献しているかを考える機会は少ないと思します。それは、農協が、地域農業振興計画を策定し、説明して終わつて、じゆといわにも問題があらと思われます。

ひとでは、組合員から上がった要望のどれに対してもどう対応しているかを明確に示す。組合員向けの学習会などを実施するいすいですが、組合員にとっての納得感としては重要なことと思われます。地域生協が共同購入を中心に行なっていた時期には、組合員から「こんな商品を作つてください」と要望があがり、それを受けて開発した商

他方、農協職員の参加のあり方に關しても検討する必要があると思われます。もう計画策定時にねむる職員参加の点です。一部の役職員を中心にプロジェクトチームが結成されているのが現状です。一般的の職員も地域農業振興計画の策定に関われるような仕組みづくりが必要です。専任体制が必要かどうかはケースによつても異なりますが、地域農業振興計画にローテーション的に関わることを通して、多くの職員が計画策定と実践・検証に携わる人ができるようになりひとは検討すべき事と思われます。そのことが、中堅や若手の職員の教育にもつながるところにならると思われます。

また、日常業務の中で、自分が行つてゐる業務が地域農業振興計画のどんの点に関わつて、じゆといわのか意識している職員は少ないと思します。それは策定段階と策定された計画の説明の問題もありますが、それを日々の意識においてつなげるとこつのはじゆといわどが必要と思われます。

常的な学習会などの開催が必要かと思われます。やつしたことは時間的にも難しくと思われますが、振興計画の内容を十分に理解したうえで日常業務に取り組んで組合員対応を行う事が、日常業務へのインセンティブや地域農業振興のための新たなアイデアの提案につながるのではないかと思われます。職員教育の必要性は前から言われて久しい課題ですが、あらためてそのあり方を検討する必要があると思います。

「」の検証事業は今年度も続いており、引き続き検討しなければならない点が多いので、現時点では「」の程度のことしか言えません。今後の課題として考えてきましたと思いま

す。職員教育の必要性は前から言われて久しい課題ですが、あらためてそのあり方を検討する必要があると思います。

「」の提案につながるのではないかと思われます。職員教育の必要性は前から言われて久しい課題ですが、あらためてそのあり方を検討する必要があると思います。

画の策定・実践を行う事の今日的な意義についても述べました。また、おもとこれまでの経験から、地域社会の振興・発展のためといえ

ます。農協は、地域農業と地域社会を基盤として事業展開を行っているわけであり、その地域農業と地域社会のあり方にに関しては責任があります。組合員の組織である協同組合ですから、多くの組合員が参加できる形での地域農業と地域社会の振興につながる施策を実施することが求められます。

地域農業への対応どころでは、北海道の農協は専門的な機能を発揮しているとみられます。北海道では、農家の経営規模が拡大しておらず、やつした大規模経営体における労働力問題や施設投資への事業対応を行つきました。近年では、減少する農業者への対策として新規就農者の就農支援や就農後のケアなど、多様な農業経営支援事業を実施してきてこられたみられます。また、作目

の選択や転換においては、新しく野菜作の

振興などに農協系統として尽力し、全道各地に青果物産地を形成してきた実績があり

ます。やつした点では、昨今問題になつてゐる水田活用交付金の五年水張りルールに対し、地域農業においてあつたな作目選択の問題があり、それへの農協機能の発揮も期待されています。

いすれにせよ、そつした形での産業政策としての地域農業政策への農協事業の展開は、先ほどの五つの農協の事例でも確認しましたように、いわゆる「担い手」を中心とした地域農業の発展につながってきました。それに則して農協の畜農指導、生産資材供給、販売事業などの畜農経済事業が機能發揮されていましたとみられます。

表二は、「」の農業センサスからの

おわりに

— 北海道における地域農業振興計画 策定の現代的意義 —

最後に、北海道において地域農業振興計

画の策定・実践を行う事の今日的な意義についても述べました。また、おもとこれまでの経験から、地域社会の振興・発展のためといえ

ます。農協は、地域農業と地域社会を基盤として事業展開を行っているわけであり、その地域農業と地域社会のあり方にに関しては責任があります。組合員の組織である協同組合ですから、多くの組合員が参加できる形での地域農業と地域社会の振興につながる施策を実施することが求められます。

地域農業への対応どころでは、北海道の農協は専門的な機能を発揮しているとみられました。北海道では、農家の経営規模が拡大しておらず、やつした大規模経営体における労働力問題や施設投資への事業対応を行つきました。近年では、減少する農業者への対策として新規就農者の就農支援や就農後のケアなど、多様な農業経営支援事業を実施してきてこられたみられます。また、作目

表3 農産物販売金額規模別の経営体数の割合と農産物出荷高の割合で農協が1位である経営体

	北海道		都府県	
	経営体数 (割合)	農協出荷 (割合)	経営体数 (割合)	農協出荷 (割合)
50万円未満	3.8	49.8	30.3	62.1
50～100	3.1	54.4	18.5	66.0
100～300	6.9	65.2	22.3	66.3
300～500	6.0	74.7	8.6	63.9
500～1,000	12.7	78.7	9.3	62.8
1,000～3,000	32.1	84.5	8.0	62.9
3,000～5,000	17.1	88.4	1.5	59.5
5,000万～1億	12.7	87.5	0.9	51.0
1～2	3.2	82.8	0.3	41.1
2～3	1.0	76.9	0.1	31.2
3～5	0.6	68.4	0.1	25.6
5億円以上	0.8	52.6	0.1	22.0
平均		80.1		63.7

資料：農業センサス（2020年）

府県では、小規模層での農協出荷一位の合が平均よりも高い値を示しています。その層の経営体数は多いので、多くの組合員に農協事業が支持されていることはできますが、五〇〇万田以上の売上がある、内地の農業経営体の規模でいって、いわゆる「担い手」層の支持は弱いとみられます。他方、北海道の場合には、一、〇〇〇万田以上の売上がある経営体の農協出荷一位の割合が高くみられ、いわゆる「担い手」層に農協事業が支持されていることが読み取れます。もちろん「億円以上の超大規模層にまでなるべくその割合は減少して、個別に販売対応を行っている経営体像が浮かび上がりますが、全体的にみて大規模経営体層に農協は支持されている」とがわかります。

しかしながら、農業経営体の規模拡大は、いつまでもなく離農の増加と裏腹に展開してきたので、地域における他産業との関係にもよりますが、地域全体の人口減少につながります。そのことは、農業だけの問題ではありませんが、地域経済の縮小化につながっている側面があります。こうした点で、これから地域農業振興計画には、いわゆる「担い手」経営体層を中心とした産業政策だけではなく、多様な地域農業の担い手を視野に入れた対応が必要ではないかと思します。表3においては、北海道では一、〇〇〇万円以下の経営体層の農協事業への支持が相対的に低いことが読み取れます。こつした経営体層を地域農業の振興の観点でどう位置づけていくかを考えるべきです。こつした発想は、内地の実態を長らくみてきたから考える思考なのかも知れません。内地では、こつした小規模農家が生産する農産物を取り扱う「直売所」が盛況です。地

今むづかしい定年帰農など選択肢にならざる者もいるのです。しかし、本当に可能性がないのかという根本的なところから考え直すことが、地域経済の縮小化への対応策の一端ではないかと考えます。余談ですが、近年の定年延長の動向は、むづかしい定年帰農の動きを抑制するとして、日本農業にとりてきわめて重大な問題になることが懸念されます。

いまやむづかしい多様な担い手を地域農業振興の中に位置づけて、それを含めた地域農業のあるべき姿を示すことは、多くの組合員参加を促すことであり、協同組合組織としての農協のアイデンティティを見直すことにもつながると思します。

地域農業振興計画の策定・実践の一いつめ道では定年帰農に現実感がないと思いますが、内地ではそれを前提にした形で地域の農業が動いています。北海道農業は規模が大きく専業的であるので、



今むづかしい定年帰農など選択肢にならざる者もいるのです。しかし、本当に可能性がないのかという根本的なところから考え直すことが、地域経済の縮小化への対応策の一端ではないかと考えます。余談ですが、近年の定年延長の動向は、むづかしい定年帰農の動きを抑制するとして、日本農業にとりてきわめて重大な問題になることが懸念されます。

現在調査研究を進めている「地域農業振興計画の検証」では、組合員との対話の重要性を見直すことを契機として取り組まれるのも、組合員参加を促すことであります。そこで、地域農業振興計画の策定・実践の一ひとつめの今日的意義は、地域農業や農協のあり方を考え直す農協運動としての意義です。北海道地域農業研究所が共同研究として各農業協同組合の振興計画の策定に参画してきましたが、

ようになつたと述べました。昨今の認識では、農協職員が組合員のもとに足を運んで話すこと"が対話であると思われる傾向もあります。"回答は悪いですが「詰せばいい」という感覚です。しかしこれではなく、対話運動とは、具体的に組合員や農協職員が農協事業のどの部分に関わっているかを自覚した上での双方向での情報交換であります。つまり、組合員や農協職員の農協事業への参画のあり方を形式的・理念的に考えるのではなく、実践的に考えることが重要で、そのためには地域農業振興計画に組合員"がどのように参加して"いるかを検討する必要があり、現在、検証事業を取りまとめております。それが、正に農協運動の実践"でもあると考えるからです。

組合員との対話、接点"この点では特に當農指導事業が重要であり、當農指導員"が最前線にあたる機会が多いと思われます。検証事業の中では、あまり當農指導事業のあり方との点での分析は行っていないのですが、今後の課題として農協事業における當農指導事業の重要性を考えていかたいと思います。五つの農協の検証の中では、農協経営との関係で地域農業振興計画の実践としての當農関係事業の展開"が問題になつてゐるケースがありました。都府県では、そういった点が常に問題であり、他事業の収益との関連で當農関連事業のあり方を検討せざるを得ないのが当たり前です。だからといって、農協事業に大きく左右される當農事業では、十分に地域農業振興機能を發揮する"ことはできません。當農指導事業の成果を含めた農協経営のあり方を考えること"が必要であり、その成果を組合員と協力して形成していく"ことも農協運動としても地域農業振興の策定・実

あり方"この点での分析は行っていないの

ですが、今後の課題として農協事業における當農指導事業の重要性を考えていかたい

いと思います。またそうした地域農業振興計画の策定・実践を通じた農協運動"が

大きく展開され、その成果として地域農業と地域社会が発展していくことを大いに期待したい"と思います。"清聴ありがとうございました。

の"のような現代的な意義を自覚して、地



北海道大学大学院農学研究院
教授 板橋 衛 氏

1966年生まれ、栃木県出身。1995年北海道大学大学院農学研究科博士後期課程修了、博士（農学）。北海道地域農業研究所、南九州大学、広島大学、愛媛大学などを経て、2022年より現職。専門分野は地域農業論と協同組合学。主な著書：『果樹産地の再編と農協』筑波書房、2021年（JA研究賞）など



はじめに

北海道立農業大学校（以下、農大）は、北海道で農業を志す人のための学校です。農大は、北海道十勝地方東北部の本別町に位置し、北海道内のみならず全国各地から学生が集い学んでいます。学生たちは、二四〇haの広大なキャンパスに整備した校舎や農場、温室、牛舎、加工施設、農業機械等を存分に活用して、自ら課題設定した実習に日々汗を流し、農業経営者としての力を蓄えています。

一 農大の沿革と学科の概況

農大は、その前身となる「北海道立農業講習所」として昭和二一年に設置されて以来、令和五年度までの七八年間で五、五四名もの卒業生を送り出しています。卒業生は、農業の即戦力の人材である地域の中核的な農業者として活躍するなど、農大は本道の担い手の育成の面で重要な役割を果たしています。

課程・部門	学 科	専攻・コース	定 員	修業年限	受 験 資 格
養成課程	畜産経営学科	乳牛・肉牛	60名 各科およそ30名	2年	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校卒業（卒業見込みを含む） 北海道内で就農が確実な者若しくは北海道内で就農の意思を有する者
	畑作園芸経営学科	畑作・園芸			
研修部門	稲作経営専攻コース	稲作経営	10名	2年	
研究課程	農業経営研究科	畜産専攻	10名	2年	<ul style="list-style-type: none"> 農大養成課程若しくは研修部門、短期大学、大学等卒業（卒業見込みを含む）
		畑作専攻			

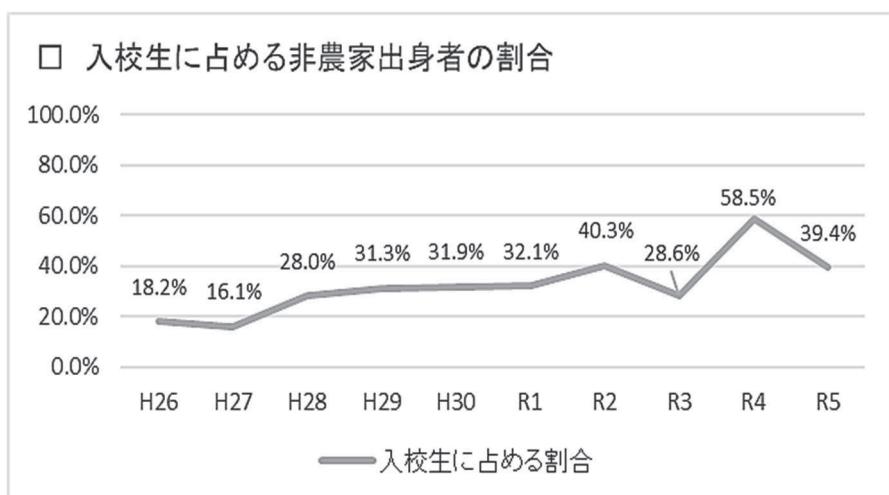
課程・部門	学 科	学 科 の 特 色
養成課程	畜産経営学科	農場では、約 90 頭の乳牛・肉牛を飼育し、飼料作物の栽培、家畜の飼養管理技術、衛生管理、繁殖技術や經營管理を学ぶ。
	畑作園芸経営学科	作物栽培技術、機械操作、生産管理について生産から販売までを体系立てて学ぶ。畑作部、露地野菜部、施設園芸部に分かれて農場運営を学習する。
研修部門	稲作経営専攻コース	深川市にある拓殖大学北海道短期大学（以下、拓大）に授業を委託し、農学ビジネス学科の学生として学ぶ。農大では、2 年間で約 40 日の集中講義と体験学習、視察研修等を実施する。農大と拓大のダブルスクールを実現している。
研究課程	農業経営研究科	研究テーマに応じて先進農家や専門研究機関などでスキルを高める。専攻ゼミ制により自ら設定した課題の解決に取り組む。

農大はこれまで、「北海道立農業大学校」への改称（昭和四九年度）や養成課程の一年制から二年制への改組（昭和五四年度）、稻作コースの設置（平成二年度）、農業経営研究科の新設（平成二二年度）、養成課程の専修学校化（平成一八年度）、それに伴う養成課程卒業者に「専門士」の称号の付与（平成一九年度）、四年制大学への編入など様々な改革を行い、農大の魅力向上や教育内容の充実を図ってきて、今に至ります。

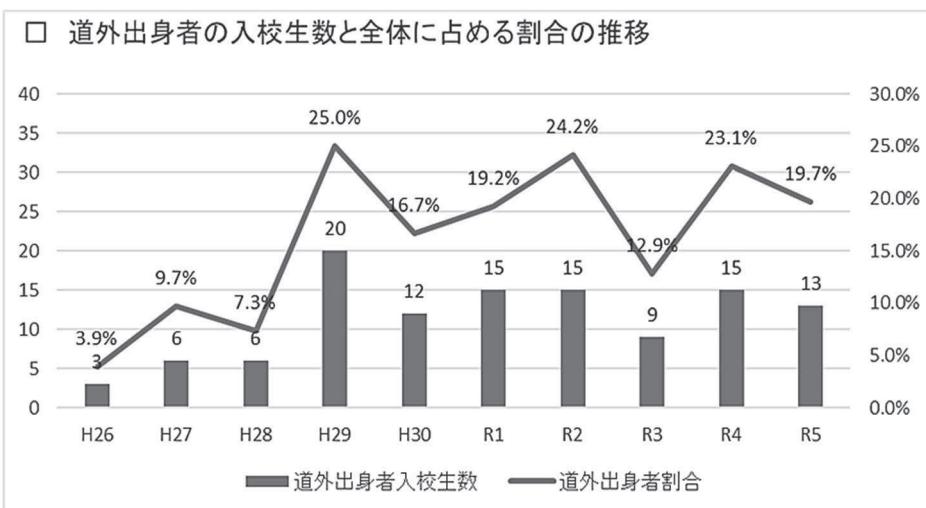
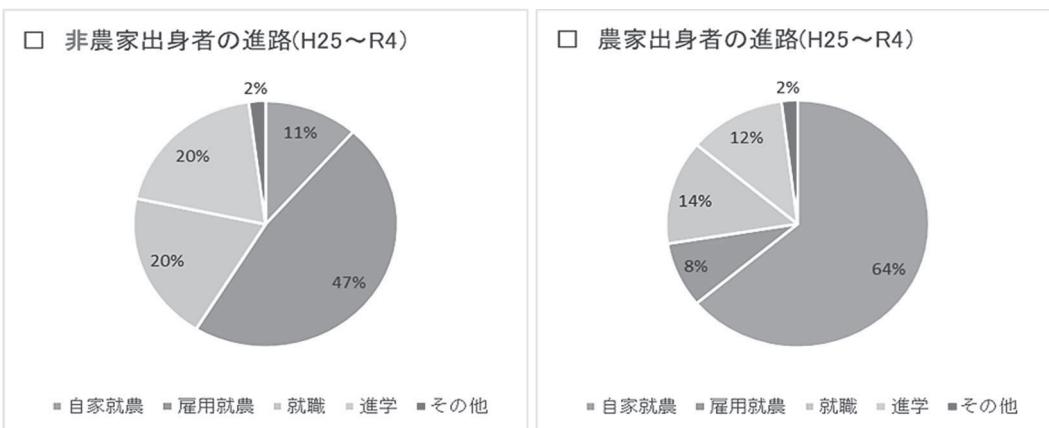
二 学生の状況

学生の出身は、平成二五年度頃までは、実家が農家という学生が八割以上を占めていましたが、現在では非農家の割合が五割程度まで占めるようになってきています。

卒業生の進路については、農家出身者では自家就農が六四%と大半を占め



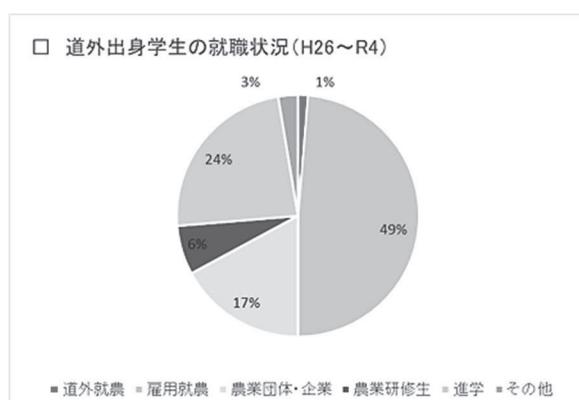
る一方、非農家出身者については、雇用就農が四七%、農業団体等への就職が一〇%、進学が一〇%となっています。



近年、道外出身の学生が全体の一割程度を占めるなど増加傾向にあります。道外

三 農大の特徴的な学習内容

農大は、農業の実践力を高めるため、三つの特徴ある学習内容を設定しています。



□ 近年の道外出身者の出身都道府県
青森県、宮城県、秋田県、埼玉県、茨城県、神奈川県、
静岡県、長野県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、
兵庫県、山口県、福岡県、沖縄県

身者の主な進路は、道内での雇用就農が約半数を占めており、担い手として生産力の確保に貢献しているほか、農業関連団体等への就職や進学する者も多く見られ、道外出身者の九九%が道内に定着しています。

(一) プロジェクト学習

【実践的な学習でスキルアップ】

農大のカリキュラムは、教養科目や専門科目の授業、そして農場や牛舎での実習を通して、農業経営者に必要な実践する力を養います。一年目には、各自の課題に基づいたプロジェクト学習に取り組むことにより、責任感やリーダーシップなど経営者として必要とされる総合的な能力を養います。特に農場運営は、作業計画から管理、収穫、販売に至るすべてを学生が運営しており、主体性に基づく、実践力が身に付けられます。



(一) 農家体験学習・先進地農業視察研修 【実際の現場で調査・研修】

養成課程の学生は、北海道内の先進的な

農家の一ヶ月間の実習（一年生必修）及び先進地農業視察研修（一年生選択）を通じて、現場目線での知識・技術を修得します。

農業経営研究科では、自由に設定した課題

(II) 多くの資格・免許を取得可能 （養成課程）

（）のほかにも指導農業士や研究機関、農業設備・機械等の企業を視察訪問し、最新の情報と技術を学んでいます。

家畜人工授精師（牛）、牛前蹄師（2級）、家畜商、ガス溶接技能講習、アーク溶接特別教育、フォークリフト運転技能講習、車両系建設機械（整地等）運転技能講習、玉掛け技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習

四 農大の魅力

（一）公立学校としての経済的負担

農大の農場を学生自らが運営管理する

ことから、普通自動車運転免許のほか、トラクタ等を運転するため大型特殊運転免許の取得を入校時に求めています。

また、次のような実習に必要な資格については、在学中に取得することが可能となっており、これも農大のカリキュラムの大きな魅力となっています。

から、全課程・研修部門の授業料は一六二、一〇〇円（年間）としているほか、入校料、教科書・教材・資格取得費や寮費（使用料・食費・光熱水費）等を含めて、年間諸経費は一〇〇万円程度（養成課程）であるため、学生の経済的負担は抑えられています。

また、稻作経営専攻コースにおいては、農大と拓大のダブルスクールとなつておりますが、委託先の拓大授業料は北海道が負担していることから、学生は農大分のみの授業料負担となっています。

（1）幅広い進路

農大を受験するに当たって、「北海道での就農が確実な者・意欲を有する」ことを求めていますが、北海道外から入校した学生を含めて、ほぼ全員が道内に定住しています。

おわりに

大学への編入学や農大研究科など進学の道も開かれています。

「北海道で農業を志す人」は、是非、農大に入校し、実践的な農業を学んではいかがでしょうか。

そのためにも、農大としてはスマート農業教育などカリキュラムの充実や学生の学習・生活環境の向上に努めてまいります。

農大卒業後は、自家就農、雇用就農、農業団体への就職など農業への道のほか、より学びを深めたい学生には、農業系四年制



大の存在は極めて重要であると考えています。

農大の役目は、これらも北海道で農業の生産を支える人材の育成に尽きます

が、農家出身者、道内出身者に限らず、

生産者・産地と交流し、食の大切さを知り、伝える活動

生活協同組合コープさっぽろ
組織本部
放課後児童クラブ推進室

吉田千恵



みなさん、こんにちは。吉田千恵です。今年六月まで、コープさっぽろで組合員活動をしていました。現在はコープさっぽろ放課後児童クラブ推進室の職員です。どうぞ宜しくお願ひいたします。

猛暑の夏から収穫の秋へ

北海道とは思えない暑さが続く夏が過ぎ、田畑の実りが美味しい季節になりました。それにしても暑い夏でしたね。我が家には猫が一匹おり、あまりの暑さにエアコンをつけて仕事に行った日もありました。息子達の部屋にはそれぞれ扇風機を設置、電気代は通常の倍近くになりました。

北海道の平均気温は平年より一・二度高く、昨年に次ぐ、史上一番田の暑さだったようです。気温が一・二度高いといふことを私たち人間の体温に置き換えて考えてみると、平熱二六度の人が三八度

二分になる。これは病院へ行くレベルです。

このような異常気象は、台風や大雨の頻度と強度にも影響し、野菜の収穫量が減少、価格の高騰にもつながっています。原油価格の変動や円安、国際情勢などによる物価高騰が続く中、家計はますます厳しくなります。猛暑の年の冬は寒さが厳しいと言われており、気になるところではありますが、その前に「収穫の秋、味覚の秋」を楽しみたいと思います。

二回目の今回は、生産者・産地交流を中心にお話していくます。

生産者・産地交流

生産者・産地交流なしに組合員活動を語ることは出来ないといつても過言ではありません。一一の地区委員会では、それぞれの地域の生産者さんや産地、団体等との交流や農業体験・農作業支援を通

して、「」だわりを学び、食の安全・安心について考え、伝える活動に取り組んでいます。

私が活動を始めた頃は「生産者交流」を「ちょびボラ（ちょびっとボランティア）」と言っていました。「生産現場を見せていただき、お話を伺うためには作業の手を止めてしまう。その分、私たち



リンゴの枝払い



じゃがいもの収穫

が出来る作業をお手伝いします」との意味だと先輩委員さんに教えてもらいました。草取り、間引き、苗植え、収穫、洗浄等出荷前作業、果樹園での枝払いなどなど、私たちに出来る作業も増えてきました。継続した交流は互いの信頼関係を築き、コロナ禍での人手不足時や災害の際の支援にもつながっています。



かぼちゃの収穫

私の「ちょびボラ」デビューは、草取りでした。「今度は・・さんの畠に行きます！」と言われ、「素人の私が大事な畑に入りてよいのだろうか」と不安に思いつつ、長靴と軍手をもって現地集合。作業の手順、注意事項等の説明を受け、作業開始。はじめは、「楽しいね！」なんておしゃべりしながらの作業が、徐々に無口になっていく。草取りの大変さを

知るともに労働後の心地よい疲れと充実感も知る一日となりました。そして次回の作業に向け、動きやすい作業靴や服、日焼け防止の帽子、手袋などを揃えだし、回を重ねる」とに格好だけはプロ化していくのでした。

ある生産者さんとのじゅうでは、田んぼの畔にグランドカバープランツ（芝生のカバー）の役目を果たしていました。作業

しながらの生産者さんとのお話は、沢山の学びと気付きがあります。これが生産者交流のいいところです。そして何より「樂しい！」

お米たんけん隊・田んぼの生き物調査隊

私が在籍していた札幌東地区委員会と、札幌西地区委員会では、一年交代でJAさん・ホクレンさんと一緒に組合員さん親子（保護者と子ども）バス企画「お米探検隊」と「田んぼの生き物調査隊」を

よりに地面を覆つて育つ植物。雑草対策や景観調整の役割も持つ）を定植する作業のお手伝いをしました。思つた以上に作業が進み、「終わった！」と思つてラックに苗を積んでやってくるんです、何度も（笑）。次に訪問した時には、苗はがつしりと根付き、しっかりとグランドカバーの役目を果たしていました。作業

何度も（笑）。次に訪問した時には、苗はがつしりと根付き、しっかりとグランドカバーの役目を果たしていました。作業



田植え

企画・実施、コロナ禍で一時中止されました、現在も継続して行われています。お米たんけん隊は、一・二・三回シリーズで田植え・草取り・稻刈りを体験。おまけ企画として、JAさんがカントリー工レベ

ーター見学、案山子作り、ジャガイモ植



枝豆の収穫

えやいぢ「」、サツマイモ収穫、パン作りなどを準備してくださり、毎回充実した内容になっています。

田植えや稻刈りは、泥だらけになりながらの手作業で行い、はじめは恐る恐る田んぼに入っていた子ども達も、慣れてくれると泥汚れなど気にすることなく一生懸命作業に取り組む姿が見られました。子ども達以上に楽しんでいたのは保護者の皆さんかもしれません。また手作業だけではなく、田植え機、稻刈りへの乗車体験もさせていただき、子ども達は大喜び。お昼は生産者さんの奥様達が準備してくださった美味しいご飯を参加者全員でいただくのも楽しい時間です。

お米たんけん隊では、お米がどうやって作られ、食卓に届くのかを知り、農業の重要性、楽しさ、農業を身近に感じて欲しいと思っています。

畜産・酪農、養鶏を知る 交流

産地へ行き、説明を受けながら見学する、「良質なお肉作り」、「病氣にかかりにくい環境」、「健康なからだ作り」、「ストレスフリー」、「安全な飼料」、「アニマルウェルフェア」、「生産性の向上」など、こだわりは何かによつて飼育環境や方法に違いがありながらも大切に育てられていることがわかります。何をもって、食の安全・安心というのか、美味しい基準、価格の違いなど私たち消費者が選択できる目を持つことが大事だと気付かされます。

あるフォーラムに参加した時、放牧酪農で家族ぐるみで牛の世話をし、乳牛としての役割を終えた時、「肉だけでなく皮などすべてのものを引き取る」と仰つた言葉がとても印象的でした。

「命を育てる責任、命をいただく責任」

新顔野菜

「いただきます」の挨拶には、命をいたすことへの感謝が込められています。それを改めて考える機会になります。

北海道では気象条件や作物の特性から、育てにくことされてきた「にんにく」、「もつまじわ」、「ひつかせい」などの新顔野菜の栽培が拡大しています。そんな新顔野菜の栽培と収穫にも、各地区で関わらせていただきことがあります。自分自身が体験していなくとも、実際の話をお聞きし、試食をせてもいいことができるのは全道で活動する委員会がいるからです。有難いことです。

さまざまな学び

生産者さんとの交流では、作業の手伝いだけでなく、収穫物の保存方法や調理の仕方、美味しい食べ方を教えていただき

「」とあります。

例えば「ハスカップ」。あの有名なお菓子か、そのまま食べるか、ジャムにするくらいしか食べ方を知りませんでした。

塩漬けにして、梅干しのように食べる。お米と一緒に炊くハスカップご飯。砂糖漬けなど。ちょっと教えてもらうだけで、レパートリーが広がります。私は「レッシングを作つてみました！」

食べ方を知らないとお店で売つていても手に取ることはありませんから、知る「」とは大事です！

そして時には料理教室の開催も。生産者さんとの家族と交流する機会が多く、料理教室には奥様に「協力いただく」とあります。一番おいしい食べ方を「」存知ですか？

食だけでなく、たい肥について学ぶこともあります。園場横にあるたいわいひとともあります。園場横にあるたいわいひとした土の山、ちょっと掘つてみると湯気

がでてきます。あつたかい。におわない。

牛ふんに、糞やおがくすなどを混ぜて発酵させた自家製の有機肥料とのことでじた。

私たちの小さな活動がその一助を担え るよう、これからも継続して行っていきたいと思います。

何でも学ぶ！楽しい！」うして学んだことを伝える活動も大事にしています。

身近に素敵な生産者さんがいて、安全・安心にこだわった美味しい食材があることを知つていただくためです。「」のほかにも各地区では、幅広い交流をしています。

北海道の食料自給率は、

100%を越えています。

北海道ブランドが全国、世界に広まることも望ましいことですが、地産地消ももっと広がってほしいと思いま す。そのためには消費者が地元の収穫物を知ることが必要です。

吉田千恵さん

1966年宮城県生まれ。

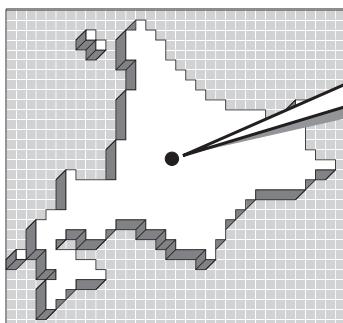
札幌の短大(保育科)卒業後、幼稚園勤務。子どもの小学校入学を機に、コープさっぽろで組合員活動を始める。

2021年から北海道食の安全・安心委員会副会長。

夫・双子の息子・実母・猫のジミーの5人と1匹家族です。



連載 わがマチの自慢 №.37



富良野市

農業や観光、豊かな自然を活かし 健幸づくりを目指すマチ 富良野市

一概要

富良野市は、上川総合振興局管内の南部に位置し、東西約三一・八km、南北約一七・三kmで北海道のほぼ中心にあり、「北海道のへそのまち」と親しまれている富良野盆地の中心都市で、人口は約二一、〇〇〇人（令和二年国勢調査）、総土地面積は六〇〇・七一㎢で、東方に十勝岳連峰の富良野岳、西方に夕張山地の芦別岳を臨み、南方には千古の謎を秘めた天然林の大樹海（東京大学演習林）があり、山林が市域全体の約七割を占めている。旭川市、芦別市、帯広市などの近接する都市と車で一～二時間の距離



芦別岳

にあり、特に国や道の出先機関も多い旭川市とは、経済や医療、文教などでのつながりも深い。

気候は、北海道の内陸部で大雪山系と夕張山系に囲まれた大陸性気候で、気温の日较差や年較差が大きく、夏季には集中豪雨も多く、山間部を

除き積雪深は一m内外となつていて。



北海へそ踊り

基幹産業は農業と観光で、豊かな自然のもと、肥沃な農地で営まれている農業は、美しい森林とともに自然景観を創出し、観光資源となつており、夏は「ラベンダー畑」やドラマ「北の国から」の舞台、「北海へそ祭り」、秋は「ふる



ドラマ「北の国から」五郎の石の家

建設し、様々な人々との交流を通して未来へのエネルギーが創出される「演劇のまち富良野」の人づくり・まちづくりの活動拠点となっている。

（一）持続可能なまちづくり
全国的に少子高齢化が進行し、各地域では将来の高齢化社会を見据えたまちづくりが進められているが、富良野市では、住民がそこに暮らすことで健康で生きがいを感じ、安全安心で豊かな生活を送ることで幸せが実感できるまちと協力して全国初の公設民営劇場「富良野演劇工場」を



「ベジチェック」測定機

交換できる内容となっているが、昨年からは大手食品メーカーの協力を得て、自分の野菜摂取量を簡易に測定できる「ベジチェック」の測定機を市役所のフロアに設置し、測定者がポイントも貯められる等の実施を通じてポイントを貯め、最大五千円分の商品と

おり、健康増進の取り組みや健康習慣を身につける動機付けを提供する「ふらの健幸ポイント事業」などを実施している。この事業では、個人がスマートフォン等を活用して、ウォーキングや健康診断等の実施を通じてポイントを貯め、最大五千円分の商品と交換できる内容となっているが、昨年からは大手食品メーカーの協力を得て、自分の野菜摂取量を簡易に測定できる「ベジチェック」の測定機を市役所のフロアに設置し、測定者がポイントも貯められる等の実施を通じてポイントを貯め、最大五千円分の商品と

道内で最も施設園芸における野菜の栽培面積が大きいと言われる富良野市の住民は、他の自治体に比べてベジチェックの数値が高く、地元産野菜を多く摂取していると見込まれることから、令和六（二〇二四）年八月、市はこの大手食品メーカーと連携協定を締結し、住民の野菜摂取量の拡大を図り、健康増進と農業振

興に役立てる取り組みを本格的に実施している。

また、市では、地球温暖化対策を推進し、環境負荷の少ない持続的な社会の構築を目指しており、令和三（2021）年四月に宣言した「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向け、既に取り組んでいる「ゴミの分別や資源のリサイクルに加え、住民の省エネ行動や再生可能エネルギーの導入、さらには豊富な森林資源の保全などに取り組んでいる。

令和六（2024）年七月には、国内大手の電気通信事業者と「持続可能な森づくりに関する基本合意書」を締結し、同社が市有林を活用した

Jクレジットの創出をはじめ、同社が開発しているスマート林業機械による省人化・省力化の検証、市内の児童に対する環境教育を行い、脱炭素社会の実現や林業の再生、環境教育を通じた健全な森林を未来へ継承する新たな取り組みを進めている。

（二）基幹産業の振興による地域活性化

サイクルに加え、住民の省エネ行動や再生可能エネルギー

富良野市では、美しい景観や美味しい食べ物、スポーツやアウトドアを満喫できる観光などを積極的に活用しながら地域の活性化を図っている。

地域の基幹産業は農業と観光であるが、担い手不足や高齢化が進む農業では、多様

な扱い手の育成確保、優良農地の確保と効率的利用、農村林業機械による省人化・省力化の検証、市内の児童に対する環境教育を行い、脱炭素社会の実現や林業の再生、環境教育を通じた健全な森林を未来へ継承する新たな取り組みを進めている。

な扱い手の育成確保、優良農地の確保と効率的利用、農村林業機械による省人化・省力化の検証、市内の児童に対する環境教育を行い、脱炭素社会の実現や林業の再生、環境教育を通じた健全な森林を未来へ継承する新たな取り組みを進めている。

な扱い手の育成確保、優良農地の確保と効率的利用、農村林業機械による省人化・省力化の検証、市内の児童に対する環境教育を行い、脱炭素社会の実現や林業の再生、環境教育を通じた健全な森林を未来へ継承する新たな取り組みを進めている。

な扱い手の育成確保、優良農地の確保と効率的利用、農村林業機械による省人化・省力化の検証、市内の児童に対する環境教育を行い、脱炭素社会の実現や林業の再生、環境教育を通じた健全な森林を未来へ継承する新たな取り組みを進めている。



「フラノ・マルシェ」

文化を通じて幅広い年齢層の方々が楽しく集い交流する「まちの縁側」として、平成二二（二〇一〇）年に「フラン・マルシェ」（民間施設）が完成し、地元企業や個人が出資して設立した「ふらのまちづくり株式会社」が施設を運営している。また平成二七（二〇一五）年には「フラン・マルシェ」もオープンし、地元の食材や加工食品を活かした「食文化の発信基地」としての機能を發揮とともに、広場では季節感豊かなイベントも開催され、訪れた観光客を中心市街地にも周遊させるなど、まちなか全体のにぎわいの創出につなげている。

さらに最近では、通院や買い物ができるおり、主要作物は、

い物などの移動に困っている市民の足を確保し、公共交通の利便性向上と市民の外出機会の創出を図るため、市街地に約五〇か所程度の乗降ポイントを設置し、会員登録した利用者が電話またはスマホのアプリから乗車予約するとA-I（人工知能）が最適なルートや運行時間を算出し、乗り合いによって目的地まで送迎する「A-オングループ交通」を実施するなど、魅力ある取り組みも進めている。

三 農業の振興



長期貯

玉ねぎ、にんじん、スイカ、メロン、馬鈴しょを中心とする「工チレン貯蔵庫」の整備などにより、中でも玉ねぎは、昭和四〇年代から栽培が拡がり、現在では富良野市を代表する農産物となっているほか、近年では、植物の老化ホルモンとも呼ばれるエチレンガスの倉庫内の濃度を調整し、主要作物であるメロンは、昭和四五（一九七〇）年頃から本格的に栽培され、昼夜の寒暖差という内陸性気候の特性を活かすことで高い糖度と



藏を可能とする「工チレン貯蔵庫」の整備などにより、

品質を誇っており、平成三〇（一〇一八）年から広域の統一「フランデ」「ふらのメロン」として出荷されている。

また、有名な「ふらのワイン」の原料用ぶどうは、傾斜



ふらのワイン工場

地や石れき地等の低生産地を有効活用するために栽培が推進され、現在では、地域の気候風土に適した専用品種であるセイベル種を主体に、道内を代表するワイン産地として高い評価を受けており、原料用ぶどうが安定的に生産されることで、全国でも珍しい公営のワイナリーで製造される



ふらのチーズ&ワイン

ワインの品質が保たれている。

酪農は戸数が少ないものの、一戸当たりの経営規模や生乳生産量も大きく、生乳の需要が緩和した昭和五〇年代には、市と農協が協力し、牛乳の消費拡大をはじめ食文化の創造、地場産品の創出を目的として、昭和五八（一九八三）年にチーズ工場を建設するとともに、

平成四（一九九二）年には「富良野チーズ工房」を建設し、牛乳・乳製品の製造と販売に取り組んでいる。このほか、平成八（一九九六）年にオーブンした「ふらのアイスミルク工房」では、地元産の素材を活かしてジェラートやチーズソフトクリームを製造・販売するとともに、平成一九（二〇〇七）年には、「ふらのピッツア工房」がオープンし、地元産の小麦や素材にこだわったオリジナルピッツアが提供されている。

また、JAふらのでは、地域のブランド力を活かし、し牛乳（香港）をはじめ、玉ねぎ（台湾）、スープ（シンガポール）などの輸出にも取り組んでいる。

「」した中、市では、今後とも地域の様々な取り組みが持続的に発展していくためには、農業生産を支える労働力の確保が何よりも重要と考え、関係者と協力しながら積極的に取り組んでおり、担い手対策では、平成一八（二〇一六）年、市・JA等が「一般財団法人富良野市農業担い手育成機構」を設立し、農外出身者の育成や就農後のアフタースポーツをはじめ、新規就農に伴う住宅や資金への支援、リース後の譲渡を条件とした農業用ハウス等のリース（五年）などを実施し、円滑な就農を促すとともに、就農後に経営が

早期に安定化するようサポー

トに取り組んでいる。特に、農家子弟の就農一年前から就農後三年目までの定着率を向上させるため、令和元（一〇一九）年度からスマート農業導入への支援や、国・道・市または農業団体が実施する補助事業で採択された事業に対し、事業費の一〇%を上限とした上乗せ補助（五〇万円上限）を実施している。

また、米の転作が始まつて以降、JAや青果業者が市内の元農家や近隣市町村の女性などを労働力として一括して確保し、必要な農家に派遣する体制を構築しており、このことが現在の野菜産地を作り上げている。

さらにJAでは、人口減少

農家子弟の就農一年前から就農後三年目までの定着率を向上させるため、令和元（一〇一九）年度からスマート農業導入への支援や、国・道・市または農業団体が実施する補助事業で採択された事業に対し、事業費の一〇%を上限とした上乗せ補助（五〇万円上限）を実施している。

農業ヘルパーの採用では、求人媒体の活用に加え、主要都市や連携JAで説明会を開催しながら、全国から年間約一〇〇名を確保しているが、最近では、JAが繁忙期の異なる本州のJAおきなわ（沖縄県）やJAにしうわ（愛媛県）と連携し、募集活動を協力して行い、働く時期と場所・就業者を調整しながら年間を

や高齢化に伴う就業人口の減少に対応し、新たに農業ヘルパー制度を構築しており、平成一二（一〇〇〇）年には、市が農業体験者滞在施設を建設し、JAが設立した農作業支援組織である「株式会社アグリプラン」が管理業務を行っている。

通じて仕事ができる体制を構築する取り組みを新たに始めている。

四 地域の農業構造

令和一（一〇一〇）年の農林業センサスによると、富良野市の農業経営体数は五八一

経営体で、一〇年前に比べ約二割減少している。経営耕地面積は九、八五六haで、一〇年前に比べ一・九%減少している一方、一経営体当たりの経営耕地面積は一七・一haで、一〇年前に比べ約二割増加している。

個人経営体の基幹的農業従事者数は一、三八六人で、五年前に比べ一〇・四%減少し

表1 農業経営体数、経営耕地面積の推移

区分	単位	2010年	2015年	2020年	増減率 (%)		
					2015/2010	2020/2015	2010/2020
農業経営体数	経営体	712	655	581	△ 8.0	△ 11.3	△ 18.4
うち個人経営体	経営体	680	618	541	△ 9.1	△ 12.5	△ 20.4
うち経営耕地のある経営体数	経営体	704	650	576	△ 7.7	△ 11.4	△ 18.2
経営耕地面積	ha	10,052	9,868	9,856	△ 1.8	△ 0.1	△ 1.9
1経営体当たりの経営耕地面積	ha	14.3	15.2	17.1	6.3	12.5	19.6

ている。年齢層別では一九歳以下が四〇・二一%、五〇歳代が二一・六%、六〇歳代が一・一%減少しているが、三〇歳代と七〇歳以上はほぼ変動がない、六〇歳代以上が全体の五一・二%を占めている。

経営耕地面積規模別の経営体数は、「一〇～一〇ha未満」が一八四経営体と最も多く、次いで「五～一〇ha未満」が一二九経営体となっており、この両階層で全体の五三・九%を占めている。各階層でみると、一〇年前に比べ一〇ha未満の経営体が減少傾向にある。

農産物販売金額第一位の部門別農業経営体数は、「野菜」が最も多く、全体の七割を占

表2 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）

区分	単位	計	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~
2015年	人	1,547	77	133	243	332	416	346
	%	100.0	5.0	8.6	15.7	21.5	26.9	22.4
2020年	人	1,386	46	131	227	257	370	355
	%	100.0	3.3	9.5	16.4	18.5	26.7	25.6

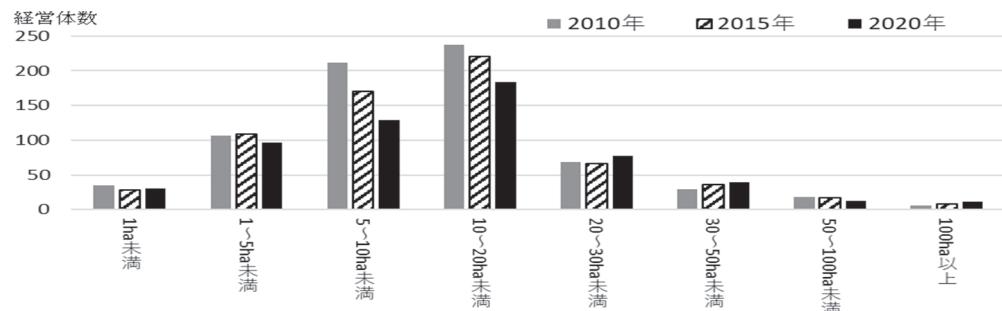


図1 経営耕地面積規模別経営体数

表3 農産物販売金額1位の部門別経営体数（農業経営体）

区分	計	野菜	麦類作	稻作	酪農	雑穀・いも類・豆類	その他
2010年	701	511	27	61	29	27	46
	100.0	72.9	3.9	8.7	4.1	3.9	6.6
2015年	644	460	32	50	25	25	52
	100.0	71.4	5.0	7.8	3.9	3.9	8.1
2020年	571	404	48	39	23	22	35
	100.0	70.8	8.4	6.8	4.0	3.9	6.1

資料（表1～3、図1）：農林水産省「農林業センサス」

めており、次いで「麦類作」が八・四%、「稻作」が六・八%となっている。

五 地域の農業課題と今後の対応

今後とも農業の担い手不足や高齢化、経済連携協定等による農業の国際化が進むことが予想される中、富良野市では、環境に配慮しながら消費者が求める良質な食料を安定供給できる地域として発展していくため、①多様な人材の確保・育成、②持続可能な生産基盤、③生産の高い農業農村、④ふらのブランドの確立の四点を重点的に取り組む事項と位置付けている。

特に、人材の確保・育成については、（一財）富良野市農業担い手育成機構を中心に、引き続き、新規参入者や農業後継者など多様な担い手の育成・確保に取り組むとともに、今後は農業を営みながら別の仕事にも従事する、いわゆる「半農半X」や、働きやすい環境を整えながら、外国人労働者、短期間・短時間での労働力確保のためのデイワーカーを含めた雇用労働力の確保、さらには障がい者等の働く機会の確保や生きかいづくりの実施していくこととしている。

最近では、JAが令和五年度から稼働した玉ねぎ選別施設において、これまで人が対応してきた選別作業をA-1カメラや近赤外線の内部品質センサー等の先進技術を活用した選別に切り替え、玉ねぎの品質向上や作業支援の推進をはじめ、農業支援の負担軽減となるスマート農業や農業のDX化の推進、ほ場の大区画化や排水改良などの基盤整備の計画的な推進など、効果的な施策を引き続き実施していくこととしている。

富良野市の農業・農村が、人口減少などあらゆる情勢の変化にも適応し、多くの消費者が求める食料を供給しながら、将来においても発展し続けることが期待される。

富良野市役所の皆様には、取材への対応などに多大なるご協力をいただきました。誌面を借りて御礼申し上げます。

特別研究員 濑川辰徳



現地調査を積極的に展開へ

(令和6年7月～9月)

■ホクレン委託事業に関する現地調査（7月1日から順次）

ホクレン営農支援センターからのスマート農業技術の活用実態調査に関して、リモートセンシング・可変施肥の利用状況を全道一八ヶ所のJAなどを対象に現地聞き取り調査を実施しました。

■ホクレン委託事業に関する現地調査（7月16日、23～24日）

ホクレンてん菜業務部からの適正な輪作体系確立に向けた調査に関して、十勝・オホーツク管内の農業改良普及センターにおいて、連作による病害や土壤特性への影響などについて聞き取り調査を行いました。

■ホクレン委託事業の中間報告

（7月3日）

ホクレンてん菜業務部からの適正な輪作体系確立に向けた輪作の実態に関する調査に関して、畑作四品の作付面積の推移とその要因、連作による病害の発生や輪作の多面的効果などについて文献調査した結果を報告しました。

■「わがマチの自慢」に関する現地取材

（7月17日）

「地域と農業」第一二三五号に掲載する予定の「わがマチの自慢」を富良野市において取材しました。

■北農五連JA営農サポート協議会委託事業に関する現地調査

（7月17～19日、25日、29日）

JA地域農業振興計画の検証業務に関して、今年度実施する二二〇JAの役職員や組合員からの聞き取り調査を行いました。

■自主研究に関する現地調査

（7月4日、8日）

インショップ型直売に対する産地側の組織的出荷対応に関して、石狩・空知管内のアコープ店舗運営者や農産物を出荷する生産部会の取組みについて調査しました。

■北海道農産物協会委託事業に関する現地調査

(7月23日、27日、30日)

物流問題が顕在化する中での食品卸の役割と将来展望について、オーガニック食品などを取扱う三社への聞き取り調査を行いました。

■JAあしょろ委託事業に関する打合せ

(7月30日)

地域農業振興計画策定に関して、部門別の課題や次期振興計画での取組みについて部課長間で共有し、総合的な事業推進方策について協議しました。

■北海道農業公社委託事業に関する現地調査（7月29～31日）

環境変化に対応した新規参入支援体制の構築に関する調査研究で、道北エリアの稻作、畑作の新規参入者に対する支援体制について聞き取り調査を行いました。

■北海道農業公社委託事業に関する現地調査（8月13～14日）

JJA地域農業振興計画の検証業務に関して、上川管内においてJJA組合員からの聞き取り調査を行いました。

■北海道農産物協会委託事業に関する現地調査

(8月21日、22日、28日)

物流問題が顕在化する中での食品卸の役割と将来展望について、米穀卸業者、物流業者への聞き取り調査を行いました。

■自主研究に関する研究班会議

(7月31日)

みどり戦略に対応した新しい潮流に関する調査として、韓国のアジア農業農村研究院の金氣興院長から「韓国の有機農業における実践的な活動」について説明を受け、意見交換しました。

■JAあしょろ委託事業に関する打合せ

(9月17日)

地域農業振興計画策定に関して、基本方針や具体策の構築、生産目標など次期計画の方向性について協議しました。

■自主研究に関する編集委員会

(8月7日)

北海道農業協同組合史の編集委員会を開催し、原稿作成の進捗と内容の確認を行いました。

研究会・研修会等への 報告者・講師の派遣

○「令和6年度「第55期生」報徳講義」

主催 JJAカレッジ

とき 令和6年7月10日

テーマ 協同組合と報徳

講演 石田 健一(当研究所・常務理事)

○「協同組合ネット北海道

協同学習・交流会

主催 協同組合ネット北海道

とき 令和6年7月19日

テーマ 協同組合論

講演 石田 健一(当研究所・常務理事)

○「独立行政法人国際協力機構・

2024年度課題別研修」

主催 公益財団法人北海道農業公社

とき 令和6年8月26日

テーマ 農民参加による農業農村開発

講演 石田 健一(当研究所・常務理事)

人事異動

<新任>

特別研究員 中平朋典
(8月1付)

後記集

今年の夏も暑かったです。暑かったのですが、昨年に比べると我慢できる範囲かとも思いました。

では、いつから北海道の夏を暑く感じるようになつたのでしょうか。そこで、調べてみました。やはり、昨年は異常に暑かつたのです。

気象庁によると、令和五年の世界の年平均気温偏差(その年の平均気温と、ベースとなる一九九一年～二〇二〇年の三十年間の平均気温との差を示します)は、統計を開始した明治二四年(一八九一年)以降、最も高くなりました。日本においても、令和五年の年平均気温偏差は、統計を開始した明治三一年(一八九八年)以降、最も高い値となりました。(十一・二九°C)

日本の平均気温は、長期的には一〇〇年あたり一・三五°Cの割合で上昇しており、特に一九九〇年代以降高温となる年が多くなつており、産業化(農業的社會から工業化に代わるプロセス)との関連があるのではと言われています。

また、令和五年は日本近海の海面水温も高い状態となつており、月平均海面水温はすべての月で平年より高くなりました。

特に九月は平年差+一・六°Cとなり昭和五七年以降で、最も高い海面水温でした。

実は、二〇二〇年までの一〇〇年間で日本近海の海水温は一・一四°C上昇しており、日本の漁獲量は二〇一四年比で五二万トン減少しています。

なかでも、サンマ、スルメイカ、サケの三魚種は二〇一四年から約八割減の一〇・八万トンに急減しています。

今年は、サンマについては口にする機会が多い年でしたけれど、来年は難しいかも。

さて、豪雨、猛暑、大雪などの極端減少の発生に対して、地球温暖化がどの程度影響を与えていたかを統計的に分析する試みを「イベント・アトリビューション」（以下EA）と呼びます。

地球温暖化が進行した現実の条件と、産業化以降の人間活動による地球温暖化が起きたと仮定した条件で、それ多数のシミュレーションを実施し比較することで特定の極端現象の発生に対する地球温暖化の影響を確率的に評価する手法です。

令和五年七月下旬から八月上旬の日

本の記録的な高温に対して確率的EAを実施したところ、今年に入つて発生したエルニーニョ現象などの影響と地球温暖化の影響が共存する状況下では、一・六五%程度の確率で起つて得たことがわかりました。

これは六〇年に一度しか発生しない

非常にまれな事案であったことを意味するやうです。

これに対し、地球温暖化の影響が無かつたと仮定した状況下では、その他の気候条件が同じであつても、発生しない事例であつたことが分かりました。（文部科学省報道発表から）

今後も、北海道の気温は上昇傾向にあり、温室効果ガスが最も高程度の排出が続くと仮定した場合の将来予測として、二一世紀末には、年平均気温は五度程度の上昇が見込まれています。

その際、季節別では、冬の上昇が大きいことや、大雨や短い時間に激しく降雨が、ほぼ毎年の現象になると予測されています。（札幌管区気象台予測）

温暖化により、北海道の農業は品種が増え、収穫できる地域が広がるようですが。それだけを聞くと道民にとって、温暖化も悪くないと思えますが、同時に、病害虫の被害が増え、大雨など自然災害に見舞われる可能性も高くなるようです。

気象庁などは、温暖化に対する緩和策

や適応策が欠かせないとの見通しを立てています。

昨年の暑さが極端な現象だったとしている時、私たちは、農業に限らず、自然との向き合い方を今一度考えてみる必要がありそうです。

（今野貴紹）

「地域と農業」第135号

発行：一般社団法人 北海道地域農業研究所
〒060-0806
札幌市北区北6条西1丁目4番地2
ファーストプラザビル7階
☎ 011(757)0022
Fax 011(757)3111
HP : <https://www.chiikinouken.or.jp>
E-mail : office47@chiikinouken.or.jp



株式会社 ホクレン商事

代表取締役社長 河原 伸成

本 社

〒060-8550

札幌市北区北7条西1丁目2-6

TEL 011-756-3211(代) FAX 011-709-5640

はまなす文庫で
想いをカタチに

◆原稿が無い方や原稿づくりが苦手な方へは、専門スタッフが
「聞き取り」で原稿起こしや編集、撮影のお手伝いをいたします。

◆印刷・製本以外にも、映像や音声で伝え残す方法もございます。
※書店へのお取次ぎや販売のお手伝いはできませんので予めご了承ください。

あなたの街の
出版屋さん

句集・歌集・詩集・隨筆・童話・自分史・回顧録・同人誌
記念誌・画集・詩画集・郷土史・写真集・遺稿集・追悼誌など

自費出版社 はまなす文庫

〒064-0811 札幌市中央区南11条西9丁目3番35号 TEL (011) 551-8900

●「はまなす文庫」は印刷工房・北海道印刷企画株式会社内に併設し、個人出版の専門店としてご相談から取材・撮影
原稿作成・編集・印刷・製本まで自社一貫生産しています。

●<http://hamanasubunko.co.jp>

おいしい顔って、 無敵なのだ。



おいしいものを食べて弾ける、この笑顔。

これこそ、世界共通のシアワセ、ゼッタイ最強！

ホクレンもこの笑顔をめざして

北海道の農畜産物をお届けしています。

北海道のおいしさには、

雪がもたらす豊かな水と、爽やかな夏、

昼夜の寒暖差のある気候と、どこまでも続く大地。

そして、農家さんの情熱が、

ギュッと詰まっているんです。

さあ、安全でおいしい

北海道を食べて、
シアワセになろう。



つくる人を幸せに、食べる人を笑顔に

 ホクレン

ホクレン

